

第3章 災害応急対策

第1節 警報等の伝達

項 目	担 当
1 警報の種類及び発表の基準	前橋地方气象台、県
2 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報	前橋地方气象台、県
3 消防法に基づく火災気象通報及び火災警報	村長、前橋地方气象台、県
4 水防法に基づく洪水予報・水防警報	県
5 気象業務法及び災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報	前橋地方气象台、県
6 気象情報の伝達系統	総務班、前橋地方气象台、県
7 村民に対する気象情報の周知	総務班、住民対策班、生活対策班、放送機関
8 警報等の伝達系統	総務班、住民対策班、生活対策班、消防団、関係機関
9 異常現象とその通報系統	総務班、渋川広域消防本部、渋川警察署

1 警報の種類及び発表の基準

No	警報の種類	所管省庁など	掲載ページ
(1)	気象業務法に基づく特別警報・注意報・警報	東京管区气象台 前橋地方气象台	一般対策編
(2)	消防法に基づく火災気象通報	東京管区气象台 前橋地方气象台	—
(3)	水防法に基づく洪水予報 水防警報	群馬県 (水防計画による)	—
(4)	気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報	東京管区气象台 前橋地方气象台	一般対策編
		群馬県県土整備部 砂防課	〃
(5)	震度情報	群馬県危機管理課	震災対策編
(6)	噴火警報及び噴火予報	気象庁火山監視 情報センター	—
		東京管区气象台 前橋地方气象台	

No	警報の種類	所管省庁など	掲載ページ
(7)	道路災害情報	群馬県県土整備部	—
(8)	県外立地原子力施設における 異象事象等	群馬県総務部	県外の原子力施設 事故対策編
		群馬県森林環境部	

2 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

気象情報は、地域、現象、発表形式による種類の組み合わせによる。

(1) 地域による種類

気象庁では、気象情報を発表する地域によって「全般気象情報（全国）」、「地方気象情報（地方予報区ごと）」、「府県気象情報」に分けている。

群馬県では、前橋地方気象台が、台風、大雨や暴風等の情報、警報・注意報の防災上の留意点等を府県気象情報として発表している。

(2) 特別警報・警報・注意報等の発表地域区分

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

一次細分区域	市町村等をまとめた区分	二次細分区域
北 部	利根・沼田地域	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
	吾妻地域	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村
南 部	前橋・桐生地域	前橋市、桐生市、渋川市、みどり市、榛東村、吉岡町
	伊勢崎・太田地域	伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	高崎・藤岡地域	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町

資料：「群馬県地域防災計画・風水害雪害対策編」（令和2年3月）

(3) 現象による種類

「大雨」「大雪」「暴風」等様々な種類がある。種類と発表基準を次に示す。

種 類			発表基準	説明
特 別 警 報	特 別 気 象 警 報	特別 暴風警報	数十年に一度の暴風	・数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
		特別 暴風雪警報	数十年に一度の雪を伴う暴風	・数十年に一度の強風の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
		特別 大雨警報	数十年に一度の降雨量となる 大雨	・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。
		特別 大雪警報	数十年に一度の降雪量となる 大雪	・数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
警 報	気 象 警 報	暴風警報	平均風速 「18 (m/s)以上」	・暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
		暴風雪警報	平均風速 「18 (m/s)以上 雪を伴う」	・雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなるなど)などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけます。 ・「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには、「大雪警報」を発表します。
		大雨警報	【浸水害】 表面指数基準 「20以上」	・雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。 ・表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表します。
			【土砂災害】 土壌雨量指数基準 「145以上」	
		洪水警報	流域雨量指数基準 午王頭川流域「6.1」 滝川流域「5.8」 染谷川流域「3.8」 唐沢川流域「4.4」	・大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられます。なお、河川を特定する場合は、指定河川洪水警報を発表します。 ・雨量基準は対象区域に降る雨による小河川の洪水のおそれの判断、流域雨量指数基準は上流域に降る雨による洪水のおそれの判断に用いています。基準いずれかをこえると予想される場合に発表します。
			複合基準：「一」	
大雪警報	12時間降雪の深さ 山地「20 (cm)以上」 平地「20 (cm)以上」	・大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。		

種 類		発表基準	説明
警 報	地面現象警報	—	・大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
	浸水警報	—	・浸水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
注 意 報	気 象 注 意 報	強風注意報 平均風速 「13 (m/s)以上」	・強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
		風雪注意報 平均風速 「13 (m/s)以上 雪を伴う」	・雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・「強風による災害」に加えて「雪を伴うこと」による視程障害（見通しが利かなくなること）などによる災害のおそれについても注意を呼びかけます。 ・「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには「大雪注意報」を発表します。
	大雨注意報	【浸水害】 表面指数基準 「10」	・大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられます。 ・雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。
		【土砂災害】 土壌雨量指数基準 「85」	
	洪水注意報	流域雨量指数基準 午王頭川流域「4.8」 滝川流域「4.6」 染谷川流域「3」 唐沢川流域「3.5」	・大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・対象となる災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられます。 ・なお、河川を特定する場合は、指定河川洪水注意報を発表します。
		複合基準：「—」	
	大雪注意報	12時間降雪の深さ 山地「5 (cm)以上」 平地「5 (cm)以上」	・大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
	低温注意報	〔夏 期〕 「低温のため農作物に著しい被害が予想される場合」 〔冬 期〕 「最低気温－6℃以下」	・低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表します。
	濃霧注意報	視程 「100 (m)以下」	・濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 ・対象となる災害として、交通機関の著しい障害などの災害があげられます。

種 類		発表基準	説明	
注 意 報	気 象 注 意 報	雷注意報	「落雷等により被害が 予想される場合」	・落雷により災害が発生するおそれがあると 予想したときに発表します。 ・また、発達した雷雲の下で発生することの 多い突風や「ひょう」による災害について の注意喚起を付加することもあります。 ・急な強い雨への注意についても雷注意報で 呼びかけます。
		乾燥注意報	「最小湿度 25%以下で、 実効湿度 50%以下」	・空気の乾燥により災害が発生するおそれが あると予想したときに発表します。 ・具体的には、火災の危険が大きい気象条件 を予想した場合に発表します。
		なだれ注意報	「①積雪があつて、24時間 降雪の深さが30 (cm) 以上」 「②積雪の深さが50 (cm) 以 上で、日平均気温が5℃以 上、又は日降水量が15 (mm) 以上」	・「なだれ」により災害が発生するおそれが あると予想したときに発表します。
		着氷（雪） 注意報	「著しい着氷（雪）が 予想される場合」	・著しい着氷により災害が発生するおそれが あると予想したときに発表します。 ・具体的には、通信線や送電線、船体などへ の被害が起こるおそれのあるときに発表し ます。
		霜注意報	「早霜・晩霜期に 最低気温3℃以下」	・霜により災害が発生するおそれがあると予 想したときに発表します。 ・具体的には、早霜や晩霜により農作物への 被害が起こるおそれのあるときに発表しま す。
		記録的短時間 大雨情報 (1時間雨量)	「100 (mm) 以上」	・大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域 にとって災害の発生につながるような、稀 にしか観測しない雨量であることをお知ら せするために発表します。
	地面現象注意報		—	・大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりな どによって、災害が起こるおそれがある場 合にその旨を注意して行う予報。
	浸水注意報		—	・浸水によって、災害が起こるおそれがある 場合にその旨を注意して行う予報。

資料：「気象庁HP」 (<http://www.jma.go.jp/>)

(4) 府県気象情報等

ア 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

イ 記録的短時間大雨情報

群馬県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する（1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測・解析した場合）。

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、群馬県を対象に発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」とする。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、前橋地方気象台が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

3 消防法に基づく火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

火災気象通報は、気象の状況が次のいずれかの条件に該当した時、消防法第22条第1項の規定に基づき、前橋地方気象台より群馬県危機管理課に通報される情報をいう。

火災気象通報は、天気予報等の発表区分に従い、群馬県南部、群馬県北部の2区域により行うものとする。

条件1	実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき(乾燥注意報の発表基準と同じ。)
条件2	平均風速が13m/s以上になる見込みのとき(強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。)
条件3	実効湿度が60%以下で最小湿度が35%以下になり、平均風速が8m/s以上になる見込みのとき。

(2) 火災警報

村（村長）は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発するものとする。

(3) 火の使用の制限

村民は、警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、村内に在る者は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

4 水防法に基づく洪水予報・水防警報

（群馬県水防計画の定めるところによる。）

5 気象業務法及び災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）が発表されている際、大雨による土砂災害発生危険性が高まったときに、村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と住民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、前橋地方気象台と群馬県県土整備部砂防課が共同で作成・発表する情報である。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(2) 土砂災害警戒情報の発表は、市町村単位で行う。

(3) 大雨警報が発表されている際、土砂災害の発生が予想される場合、雨量が土砂災害警戒避難雨量を超過すると予想される場合に発表する。

(4) 土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報の一つとして、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

(5) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。

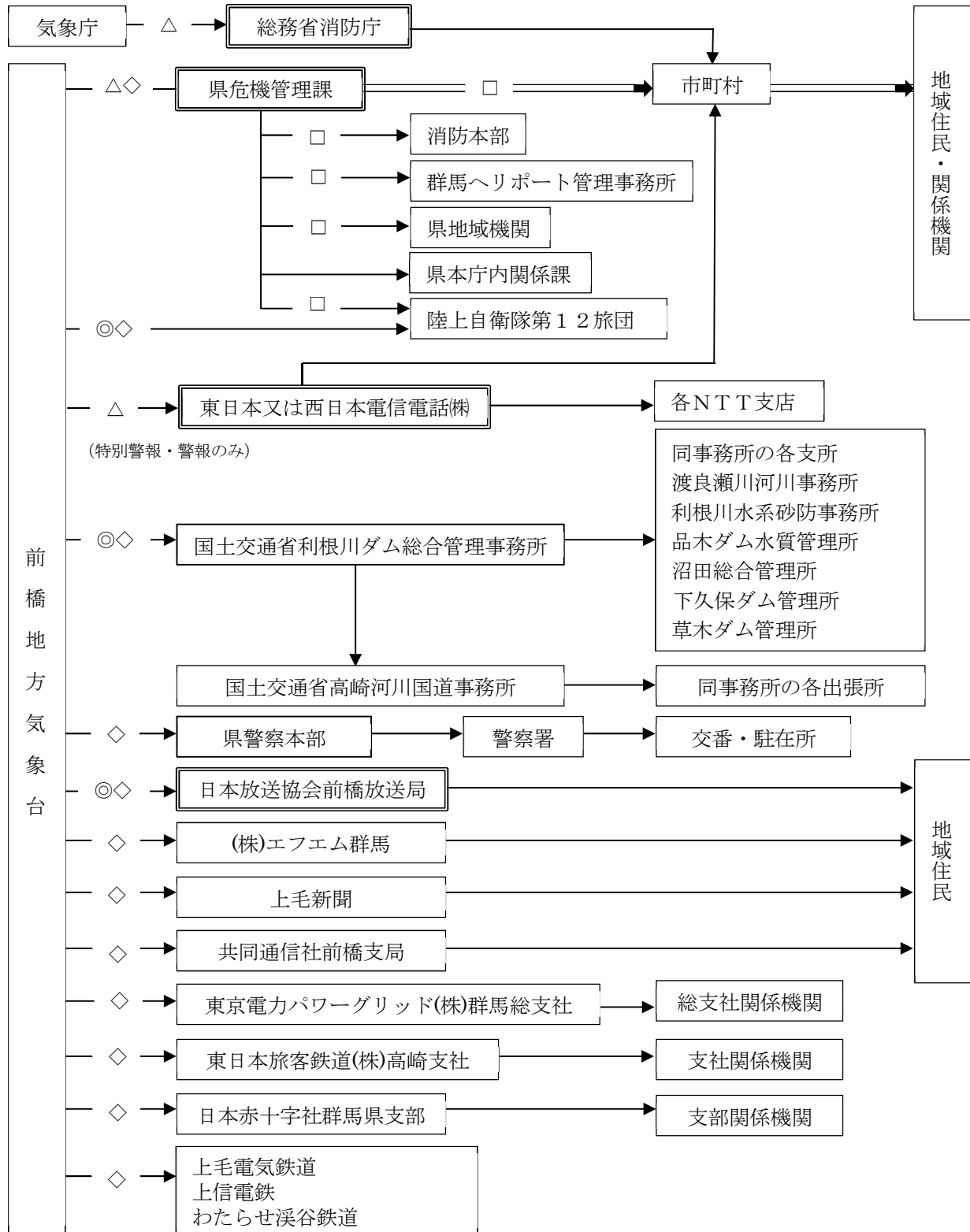
(6) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である

表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものでないことに留意する。したがって、村長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断する。

6 気象情報の伝達系統

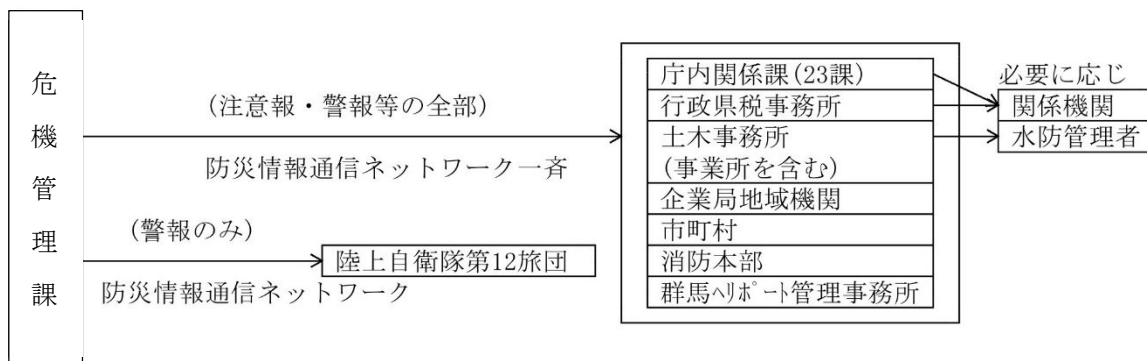
(1) 前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段

前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。

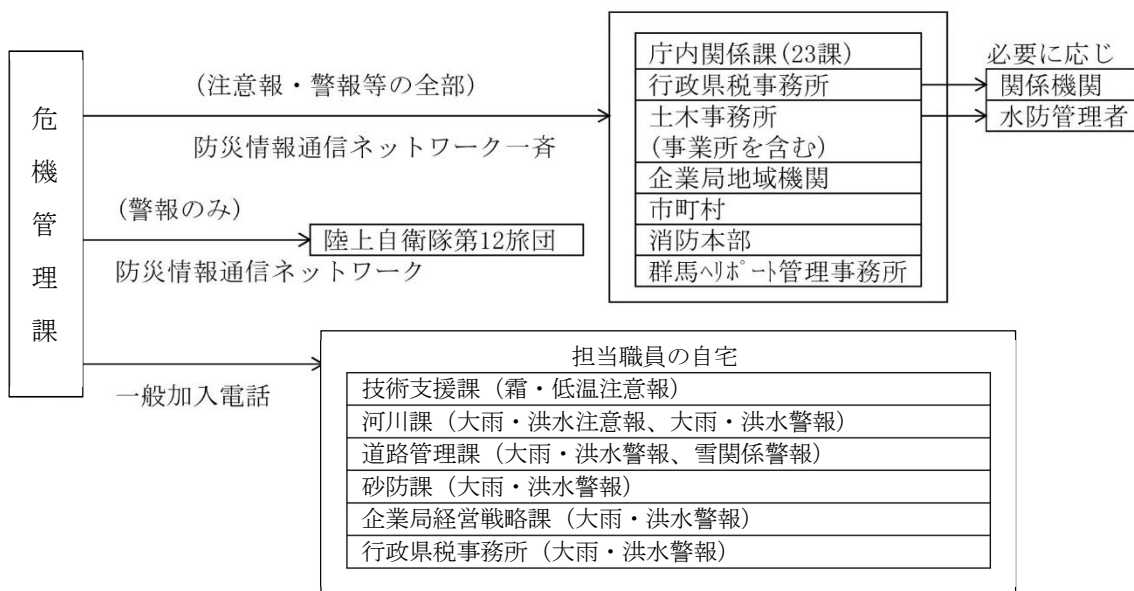


(2) 県危機管理課からの通報伝達系統（詳細）

① 勤務時間内



② 勤務時間外



7 村民に対する気象情報の周知

(1) 放送機関は、前橋地方気象台から特別警報、警報又は注意報等の伝達を受けたときは、放送等を通じて村民に周知する。特に特別警報、警報は、速やかに周知するよう努めるものとする。

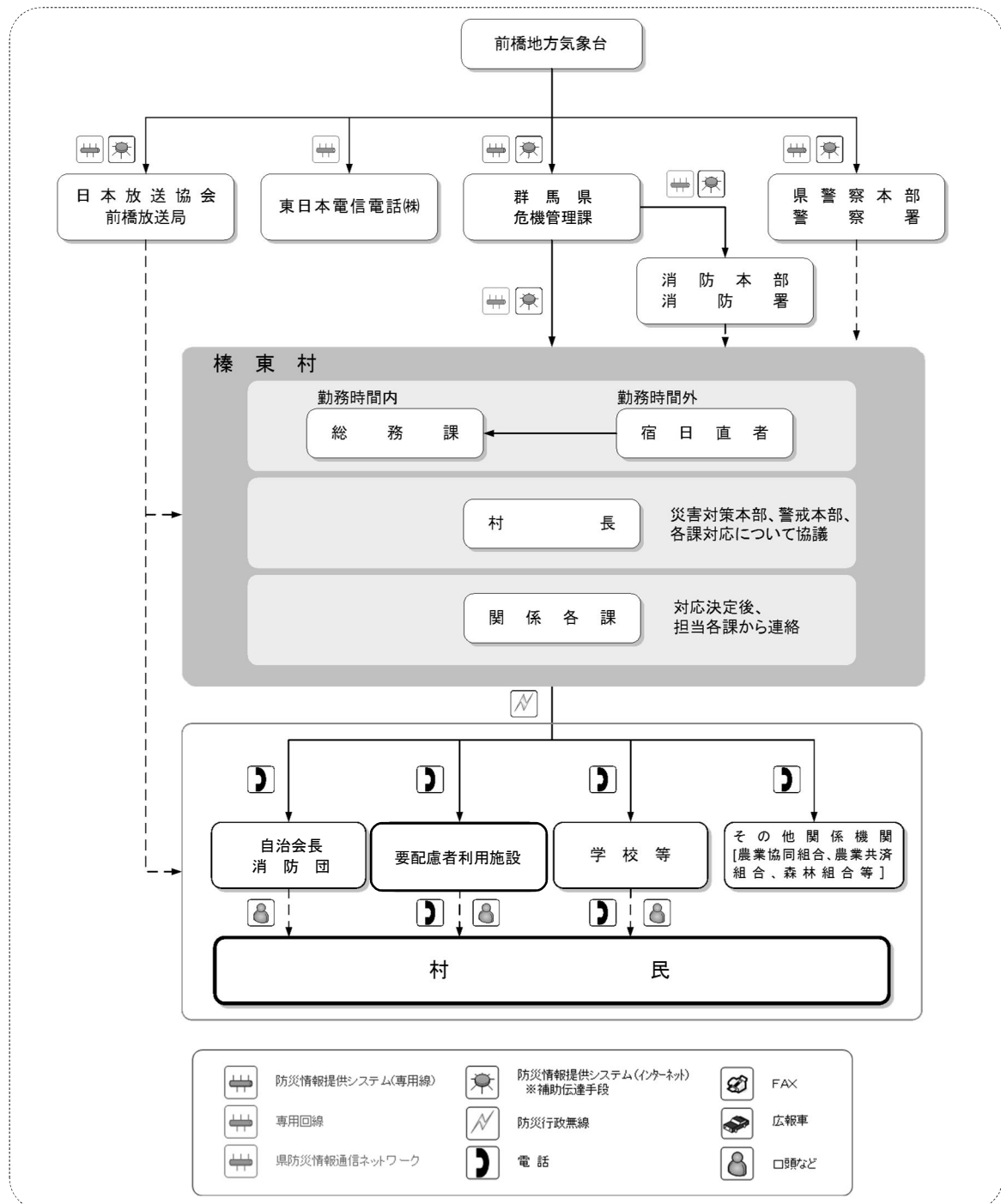
(2) 村（総務班、住民対策班、生活対策班）は、特別警報、警報又は注意報等の伝達を受けたときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民に対し、防災行政無線、広報車、サイレン、使走等の方法により、速やかに周知するものとする。特別警報は、直ちに住民に周知する。

その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に確実に伝達するよう配慮する。

8 警報等の伝達系統

勤務時間内は、総務課が警報等の伝達を受け、村長及び関係各課が対応について協議する。

勤務時間外は、宿日直者が警報等の伝達を受ける。宿日直者は、警報等の伝達を受けたとき、緊急を要するものにあつては総務課長に連絡するものとし、その他の場合にあつては翌日総務課長に報告するものとする。なお、動員及び伝達については「第4節 動員計画」によるものとする。



9 異常現象とその通報系統

(1) 異常現象の発見と手続き

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに村役場、渋川広域消防本部、又は渋川警察署に通報するものとする。

イ 通報を受けた職員は、直ちに村長に伝達するものとする。

ウ 伝達を受けた村長は、前橋地方気象台、渋川行政県税事務所及び異常現象に関係ある県地域機関、防災関係機関に通報するものとする。

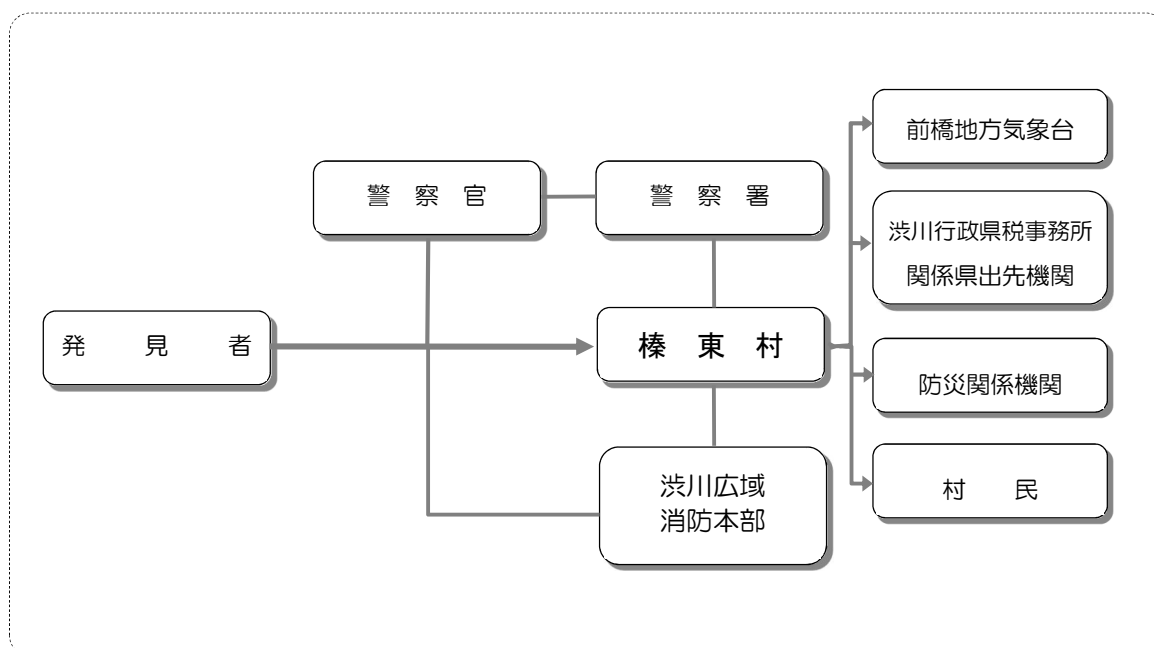
エ 通報を要する異常気象

著しい異常な気象現象	強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水、大雪等
頻発地震	数日間以上にわたり頻繁に感じるような地震

(2) 通報系統図

総務課長は、発生するおそれのある災害に対処する応急措置を県及び関係部課と協議し、直ちにその結果を関係機関に伝達し、必要な指示を行うものとする。

《異常現象の通報系統》



第2節 避難誘導

項 目	担 当
1 避難勧告等	村長（総務班）
2 避難勧告等に係る発令者、措置について	村長（総務班）、知事、水防管理者、警察官、自衛官
3 避難勧告等の発令基準	村長（総務班）
4 避難勧告等の伝達内容	村長（総務班）、警察官、自衛官
5 避難勧告等の伝達方法	総務班、消防団、渋川広域消防本部、渋川警察署
6 村から関係機関への連絡	総務班
7 避難勧告等の解除	村長（総務班）
8 警戒区域の設定	村長（総務班）、警察官、自衛官
9 避難誘導	総務班、消防団、渋川広域消防本部、渋川警察署及び自衛隊
10 要配慮者への配慮	総務班、住民対策班
11 避難終了後の警備	総務班、渋川警察署
12 学校、社会福祉施設等における避難対策	教育班

1 避難勧告等

（1）避難勧告等の発令

ア 村長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難勧告等の発令を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

イ 村（総務班）は、住民に対する避難勧告等の発令に当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

ウ 村（総務班）は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

エ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行

うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、村（総務班）は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

オ 村長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示するものとする。

カ 村（総務班）は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

キ 村長のほか法令に基づき避難勧告等を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難勧告等を行うものとする。

ク 避難勧告等に係る「発令者」、「措置」、「発令する場合」及び避難勧告等の「警戒レベル」・避難勧告等により「立退き避難が必要な住民がとるべき行動」は表のとおりである。

ケ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について、その所掌事務に関し、助言するものとする。
また、県（危機管理課、河川課、砂防課、渋川土木事務所）は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、村に積極的に助言するものとする。

2 避難勧告等に係る発令者、措置について

避難勧告等に係る発令者、措置、また、避難勧告等の警戒レベル及び避難勧告等により住民がとるべき行動について以下に示す。

《避難勧告等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」》

区分	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難開始 避難準備・	村長	要配慮者の避難開始 村民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難勧告	村長又は知事 (災害対策基本法60条)	立退きの勧告及び 立退き先の指示 及び 屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 知事は、村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難指示(緊急)	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事 及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	村長 又は 知事 (災害対策基本法60条)	立退き 及び 立退き先の指示	(避難勧告と同じ) ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
	村長 (災害対策基本法60条)	屋内での待避等の安全確保措置の指示	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。
	警察官 (災害対策基本法61条)	立退き 及び 立退き先の指示	村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき。
	警察官 (災害対策基本法61条)	屋内での待避等の安全確保措置の指示	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。
	(警察官職務執行法第4条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。
災害発生情報	村長又は知事 (災害対策基本法60条)	立退き及び 立退き先の指示 及び 屋内での待避等の安全確保措置の指示	(避難勧告と同じ) ※災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

《避難勧告等の警戒レベル及び避難勧告等により住民がとるべき行動》

区分	警戒レベル	立退き避難が必要な住民がとるべき行動
避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル3	【高齢者等避難】 ・要配慮者は、立退き避難する。 ・立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい（避難準備・高齢者等避難開始の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める。）。 ・特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告・避難指示（緊急）	警戒レベル4	【全員避難】 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難する（ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である）。 ・小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「安全な場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）をとる。 ＜避難指示（緊急）が発令された場合＞ ・避難の準備や判断の遅れ等により、立退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。
災害発生情報	警戒レベル5	【災害発生】 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

3 避難勧告等の発令基準

避難勧告等の具体的な判断基準としては、おおむね次のとおりとする。判断に当たっては、災害が予想される現場からの巡視報告や今後の気象予想等を考慮した上で、総合

的に判断するものとする。

なお、避難勧告等の発令に当たっては、日没までに避難が完了するよう十分留意するものとする。

【水害について】

情報分類	判断の基準
避難準備・ 高齢者等避難開始	(1) 村に大雨洪水警報が発表された場合 (2) 河川が増水し、さらに水位が護岸付近まで上昇することが予想される場合 (3) 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (4) 軽微な漏水・侵食等が発見された場合
避難勧告	(1) 河川の水位が護岸付近まで達し、さらに水位の上昇が予想される場合 (2) 河川上流地域が水害を受け、下流地域に危険が予想されるとき。 (3) 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (4) 異常な漏水・侵食等が発見された場合
避難指示（緊急）	(1) 河川の水位が護岸に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 (2) 異常な漏水・侵食等が発見された場合で緊急を要する場合
災害発生情報	(1) 氾濫が発生した場合

【土砂災害について】

情報分類	判断の基準
避難準備・ 高齢者等避難開始	(1) 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）するとき。 (2) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき。
避難勧告	(1) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表されたとき。 (2) 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）するとき。 (3) 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。

情報分類	判断の基準
避難指示（緊急）	（１）土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル４相当情報〔土砂災害〕）したとき。 （２）避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき。
災害発生情報	（１）土砂災害が発生した場合

【その他の災害等について】

（１）火災の拡大により、村民に生命の危険が及ぶと認められるとき。 （２）有毒ガス等の危険物質が大量に流出拡散し、又はそのおそれがあり、村民の生命に危険が認められるとき。 （３）村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、村長が必要と認めたとき。

4 避難勧告等の伝達内容

村長、警察官及び自衛官が避難の勧告又は指示をするときは、次の事項を明示してこれを行うものとする。ただし、緊急避難等でそのいとまもないときは、必要事項のみ伝達する。

避難対象地域名
避難すべき時期、避難先（屋内安全確保を含む。）、避難経路等
避難すべき理由
避難時の注意事項（災害箇所の存在等）

5 避難勧告等の伝達方法

（１）放送、電話による伝達

避難すべき地域の自治会及び消防団員に電話等を用いて伝達し、地域住民に周知していく。

ア 防災行政無線による伝達

イ 自治会及び消防団員による伝達

（２）広報車等による伝達

村（総務班）及び消防団は、広報車及び消防団ポンプ車等により村民に伝達するとともに、必要に応じて渋川広域消防本部及び渋川警察署に出動を要請する。

(3) 伝達員（急使）による伝達

村（総務班）は、通信施設の途絶等に備え、対策本部及び電話連絡箇所の公民館、学校、消防団詰所等に自動車、伝令員又は徒歩伝令員を配置しておくものとする。

(4) 伝達内容の工夫

伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

6 村から関係機関への連絡

村（総務班）は、避難勧告等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県（渋川行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、渋川警察署、渋川広域消防本部等に連絡するものとする。

7 避難勧告等の解除

- (1) 村（総務班）は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- (2) 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、村から土砂災害に関する避難勧告等解除に関して求めがあった場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について村に助言を行うものとする。

8 警戒区域の設定

(1) 村長による警戒区域の設定

災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、村長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

ただし、水防、消防については、水防法、消防法の定めるところによる。

村長は、村長の職権を行使する災害応急措置を講ずる者として、あらかじめ吏員を定めておき、関係機関に通知しておくものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、村長若しくはその委任を受けて村長の職権を行う村の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、村長その他村長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職務を行うものとする。

(4) 関係機関への連絡

村(総務班)は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県(渋川行政県税事務所を経由して危機管理課、又は直接に危機管理課)、渋川警察署、渋川広域消防本部等に連絡するものとする。

9 避難誘導

村(総務班、消防団)、渋川広域消防本部、渋川警察署及び自衛隊は、相互に連携し次により避難の誘導を行うものとする。

- (1) 被害の規模、道路・橋りょうの状況等を勘案し、もっとも安全と思われる避難経路を選定する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。
- (4) 避難のための立退きの万全を図り混乱を生じないように、火気の始末や携行品の制限、服装等の避難上の注意事項をあらかじめ村民に周知徹底しておくものとする。

10 要配慮者への配慮

村(総務班、住民対策班)は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、村民や自主防災組織の協力を得て、避難勧告等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。

11 避難終了後の警備

村民が避難したときは、避難地域における財産の保護、犯罪の予防等について警備を

渋川警察署長に依頼する。

12 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校等における就学中の避難は、消防法第 8 条の規定に基づく各学校の消防計画により避難を行うものとし、災害発生時は、あらかじめ計画してある安全な場所に児童、生徒を避難させるものとする。

第3節 防災組織計画

項 目	担 当
1 組織計画	村長、各班
2 小災害における配置の場合の組織、編成、事務分掌	総務班
3 関係機関への通報	総務班
4 国の非常(緊急)災害対策本部等との連携	総務班

1 組織計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、村に災害対策本部を設置し、県及び指定地方行政機関、指定公共機関等と緊密な連絡及び協力のもとに災害応急対策を実施する。

ただし、災害対策本部を設置するに至らない小災害にあつては、平常時における組織をもって対処する。

(1) 組織

榛東村災害対策本部の編成及び組織等は、榛東村災害対策本部条例（昭和38年条例第12号）及び本計画の定めるところによる。

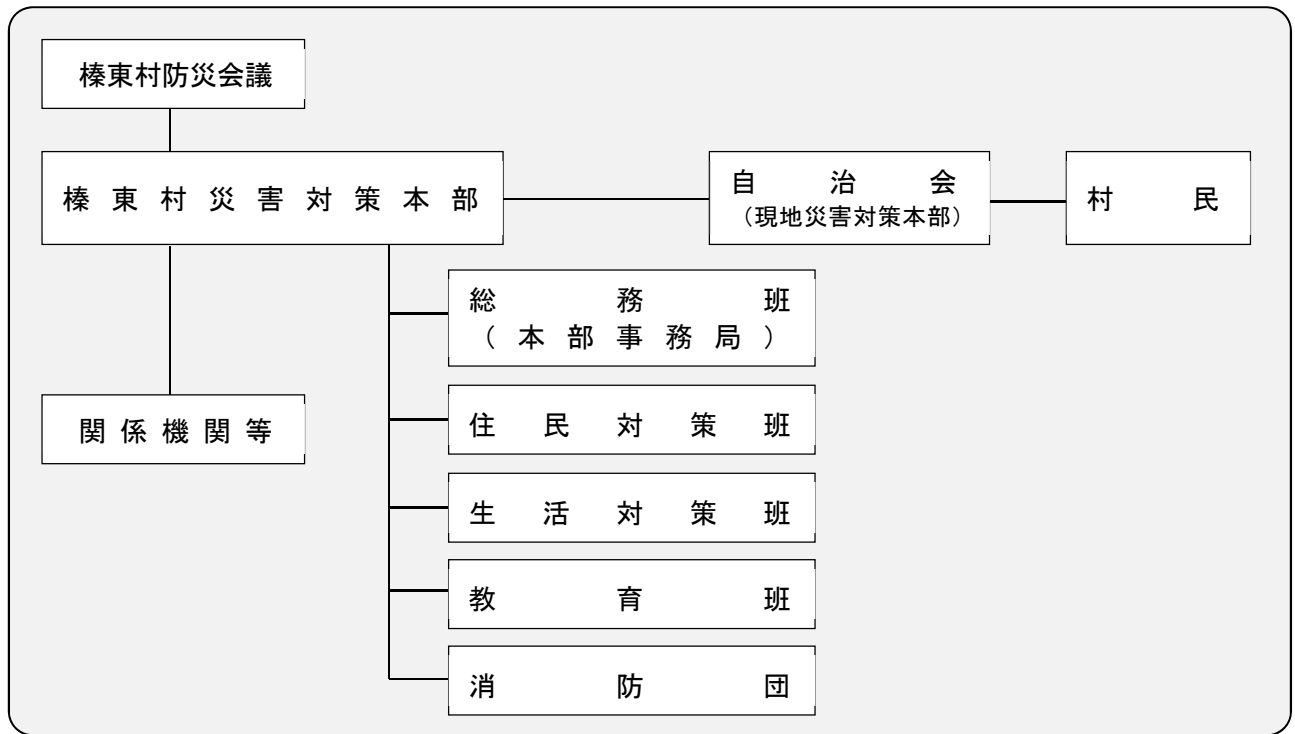
災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に吸収され、廃止するものとする。

★資料編：資料12「榛東村防災会議条例」

★資料編：資料13「榛東村防災会議委員名簿」

★資料編：資料14「榛東村災害対策本部条例」

《組織図》



(2) 榛東村災害対策本部設置基準

村長は、以下の基準により災害対策本部を役場庁舎内に設置する。なお、役場庁舎が災害状況により使用できない場合、「集会所」に設置する。

本部の種類	基準
災害対策本部	(1) 村内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたとき。
	(2) 次の場合で村長が必要と認めたとき。 ア 村内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応が必要な場合。 イ 気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、村内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について村長による指揮が望ましい場合。
	(3) 村内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うとき。（震度6弱以上を目安とする。）
現地災害対策本部	災害地が本部より遠隔な場合又は本部と被災地との通信連絡に円滑を欠く場合、若しくは本部長より設置を指示された場合、災害主要地に設置する。

(3) 榛東村災害対策本部廃止基準

災害のおそれがなくなったとき、若しくは災害発生直後における措置がおおむね終了したとき。

(4) 災害対策本部の活動の優先順位

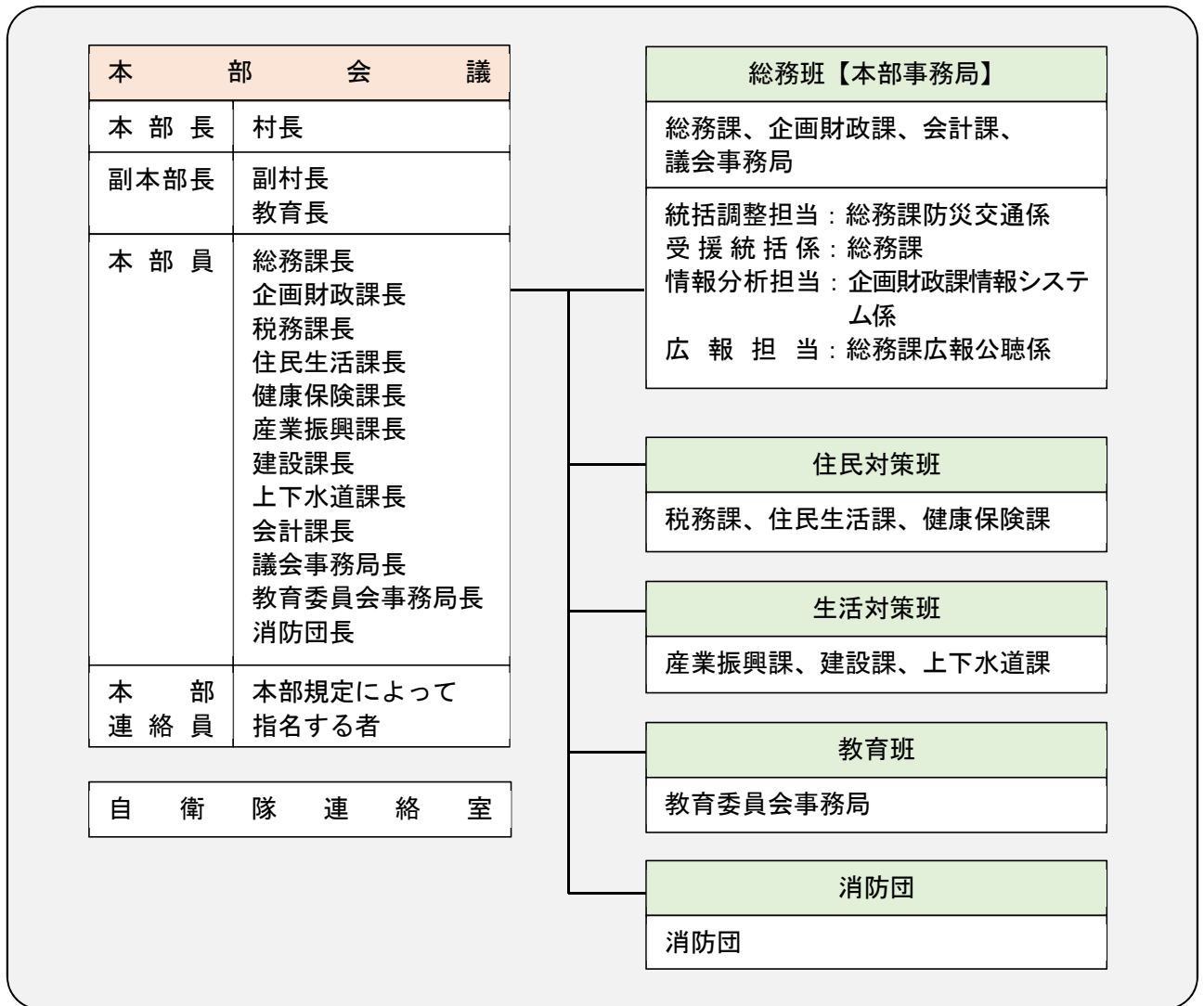
災害対策本部の設置は、職員の動員とともに行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。活動の優先順位は、おおむね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ア 通信手段の確保
- イ 被害情報の収集、連絡
- ウ 負傷者の救出・救護体制の確立
- エ 医療活動体制の確立
- オ 交通確保・緊急輸送活動の確立
- カ 避難収容活動
- キ 食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- ク ライフラインの応急復旧
- ケ 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- コ 社会秩序の維持
- サ 公共施設・設備の応急復旧
- シ 災害広報活動（随時）
- ス ボランティアの受入（随時）
- セ 二次災害の防止（随時）

(5) 本部等の組織編成

組織編成は、以下のとおり。「本部」、「班」が編成される。なお、本部長が職務を遂行できないときは、副本部長が職務を代理する。

《本部等の組織編成》



(6) 本部の機能

本部室は、災害応急対策に関する基本方針、その他重要な事項をつかさどる。

(7) 災害対策本部会議

ア 災害対策本部に本部会議を置く。

イ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。

ウ 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。

エ 本部長は、必要に応じて災害対策本部会議へ、国、県、その他防災関係機関の職員及び学識経験者等に出席を依頼する。

(8) 本部事務局

ア 災害対策本部に、本部事務局を置き、災害対策全般の事務を処理する。

イ 本部事務局長は、総務課長とする。

ウ 事務職員は、総務班（総務課、企画財政課、会計課、議会事務局）とする。

エ 本部事務局において、以下の担当を置く。

（ア）統括調整担当：総務課防災交通係

災害対策業務全般を統括し、各班や関係機関との総合調整を行う。

（イ）情報分析担当：企画財政課情報システム係

被害状況、応急対策実施状況その他必要な情報の集約・整理・分析を行う。

（ウ）広報担当：総務課広報公聴係

本部事務局内に常駐し、マスメディア対応や被災者への総合的な情報提供窓口としての業務を行う。

オ 本部事務局内に、受援業務の総合調整や応援機関との連絡調整を行う「受援統括係」を置く。受援統括担当の構成員は、総務課とする。

（9）本部連絡員等

ア 本部連絡員は各本部員が指名する。

イ 本部連絡員は、本部長の命を受けて各部班相互間の連絡及び各種の情報収集の事務を担当する。

ウ 本部連絡員は、所定の場所に常駐するものとする。

エ 本部室の庶務に従事させるため、本部室に補助員若干名を置く。

（10）各班の連絡方法

各班の連絡は、本部員を通じて行うものとする。

（11）関係機関に関する要請等

本部長は、災害の状況に応じ関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請するか、本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

関係機関	T E L
渋川行政県税事務所	2 2 - 0 7 7 7
渋川土木事務所	2 2 - 4 0 5 5
渋川保健福祉事務所	2 2 - 4 1 6 6
渋川警察署	2 3 - 0 1 1 0
渋川広域消防本部	2 5 - 0 1 1 9

（12）自衛隊連絡室の設置

自衛隊との情報交換を迅速、的確に行うとともに、自衛隊に関する災害派遣及びこれに基づく自衛隊の活動などが適切に実施されるよう、災害対策本部設置とともに、同本

部内に自衛隊幹部が常駐する自衛隊連絡室を設置し、災害対策本部と自衛隊の連携を強化する。

(13) 関係機関への協力要請

災害対策本部職員では人手が不足する場合は、日本赤十字社奉仕団、自治会、消防協力者、その他公共的団体等組織に応援と協力を求め、その対策に万全を期する。

ア 協力要請

村長は、各組織の応援、協力を必要と認める場合は、組織の代表者を通じ協力を要請するものとする。

イ 奉仕作業の活動内容

- (ア) 炊き出し、その他災害救助の応援
- (イ) 簡易な清掃作業
- (ウ) 簡易な防疫作業
- (エ) 災害対策物資の輸送及び配分
- (オ) その他簡易な作業及び事務

(14) 災害対策本部の分掌事務

班名 (班長)	構成する 課	分掌事務	主な 掲載頁
総務班 班長： 総務課長	総務課	1 災害対策（警戒）本部の設置及び廃止に関する事 2 本部会議の運営に関する事 3 本部長の指示又は指令等に関する事 4 本部要員の動員に関する事 5 班に係わる被害調査に関する事 6 国、県への報告、連絡調整に関する事 7 自衛隊派遣に関する事 8 防災関係機関に関する事 9 本部及び各班との連絡調整に関する事 10 公共的団体への活動依頼に関する事 11 罹災証明及び被災証明（固定資産に関するものを除く。）に関する事 12 自治会との連絡に関する事 13 消防団に関する事 14 緊急輸送のための交通の確保に関する事 15 各班動員者名簿作成及び給与に関する事 16 各班に属さない職員の動員及び各班の増員派遣に関する事 17 避難勧告等の発令及び避難誘導に関する事 18 指定緊急避難場所の開設に関する事 19 広域避難者の受入れ及び広域一時滞在に関する事 20 各班の総合調整に関する事 21 各班動員者の賄いに関する事 22 気象情報の収集及び連絡に関する事 23 災害の広報に関する事 24 安否情報その他の問い合わせ窓口及び総合的な情報提供窓口の設置に関する事 25 報道機関との連絡調整に関する事 26 災害時の記録写真撮影に関する事	P 22 P 25 P 22 P 22 P 47 P 26 P 114 P 41 P 26 P 39 P 6(復旧復興) P 11 P 11 P 61 P 21(予防) P 21(予防) P 13 P 67 P 99・102 P 26 — P 1 P 86 P 86 P 86 P 86

班名 (班長)	構成する 課	分掌事務	主な 掲載頁
総務班 班長： 総務課長	総務課	27 国、県、他市町村、指定地方公共機関等への応援要 請及び応援の受入れに関する事	P 41
		31 災害救助法の事務に関する事	P 121
		32 被災者台帳の作成に関する事	P 6(復旧復興)
	企画財政 課	1 通信回線や通信手段の機能確保に関する事	P 52
		2 災害応急処理関係予算に関する事	—
		3 各班の被害調査の集計及び報告に関する事	P 47
		4 安否情報の整理及び集約に関する事	P 86
		5 各種資料の収集に関する事	—
		6 集中管理車による人員及び物資の輸送に関する事	P 61
		7 集中管理車以外の車の集中管理及び自動車の配車に 関する事	P 61
8 国、県等の補助金に関する事		—	
9 災害対策に伴う物品購入及び保管に関する事		P 75	
10 災害義援金等の受入れ及び礼状の発送に関する事		P 92	
11 応急対策物資の購入出納に関する事		P 75	
12 災害義援金の募集配分に関する事		P 92	
13 食料、生活必需品等救援物資の確保及び供給に関す る事		P 75	
14 村有財産の被害調査及び取りまとめに関する事		P 47	
会計課	1 災害関係経費の出納に関する事	—	
議会事務局	1 他の課の協力支援に関する事	—	
住民対策班 班長： 税務課長	税務課	1 住家等被害調査に関する事	P 47
		2 税の徴収猶予及び減免に関する事	P 6(復旧復興)
		3 被災者調査の協力に関する事	P 47
		4 固定資産の被災証明に関する事	—
	住民生活 課	1 村民相談に関する事	P 86
		2 食品衛生及び清掃に関する事	P 80

班名 (班長)	構成する 課	分掌事務	主な 掲載頁
住民対策班 班長： 税務課長	住民生活課	3 感染症の防疫に関する事 4 感染症患者の収容に関する事 5 防疫薬品及び資材の調達及び供給に関する事 6 その他防疫業務に関する事 7 ボランティア活動の支援及び推進に関する事 8 転出入の取扱いに関する事 9 外国人に関する事 10 災害廃棄物の処理に関する事 11 仮設トイレの設置及び管理に関する事 12 ごみ及びし尿の処理に関する事 13 災害により生活困難となった者及びそのおそれがある者の調査及び救護に関する事 14 行方不明者の捜索及び遺体の埋葬に関する事 15 避難所の開設及び運営に関する事 16 避難者の収容者名簿、日誌、物品の受払簿等の作成に関する事 17 避難者の秩序維持に関する事 18 災害時における動物の管理等に関する事	P 80 P 80 P 80 P 80 P 90 P 99・102 P 20 ほか P 2(復旧復興) P 82 P 82 P 6(復旧復興) P 83 P 67 P 67 P 67 P 85
	健康保険課	1 所管施設の被害調査及び取りまとめに関する事 2 医療関係者の動員及び配置に関する事 3 救護に関する事 4 救護施設の管理又は使用に関する事 5 救護物資の供給安定に関する事 6 救急薬品等の供給確保に関する事 7 避難行動要支援者への避難勧告等の伝達及び避難誘導に関する事 8 要配慮者の支援に関する事 9 福祉避難所の開設に関する事 10 高齢者、障がい者等への情報提供に関する事 11 被災者のこころのケア対策に関する事	P 47 P 58 P 58 P 58 P 58 P 58 P 94 P 94 P 94 P 94 P 60

班名 (班長)	構成する 課	分掌事務	主な 掲載頁
生活対策班 班長： 産業振興課 長	産業振興 課	1 被害農作物の応急措置に関すること	P118
		2 災害時における家畜の防疫に関すること	P118
		3 被災農地及び農業用施設の応急措置に関すること	P118
		4 農作物の被害対策に関すること	P118
		5 被害農作物用農薬、肥料及び飼料の供給指導に関すること	P118
		6 被災林道、その他の施設の応急措置に関すること	P88
		7 山崩れ、治山施設等の応急措置に関すること	P54
		8 商工関係被害情報の収集に関すること	P47
		9 物資集積所の開設並びに食料、生活必需品等の救援物資受入れ及び仕分けに関すること	P65
		10 所管施設の被害調査及び取りまとめに関すること	P47
	建設課	1 水害の被害拡大防止に関すること	P54
		2 土砂災害の拡大防止に関すること	P54
		3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること	P55
		4 道路障害物の除去に関すること	P63
		5 道路、橋りょうの被害対策に関すること	P88
		6 応急仮設住宅に関すること	P72
		7 応急対策実施のための用地借入れ及び補償に関すること	P72
		8 災害村営住宅に関すること	P72
		9 民間賃貸住宅等の借り上げに関すること	P73
		10 住宅の応急修理に関すること	P74
		11 所管施設の被害調査及び取りまとめに関すること	P47
	上下水道 課	1 所管施設の被害調査及び取りまとめに関すること	P47
		2 応急給水に関すること	P77
		3 水質検査に関すること	P77
		4 飲料水の供給及び応急措置に関すること	P77
		5 その他、上下水道等村民生活に関すること	P77
		6 被災上下水道施設の応急措置に関すること	P88

班名 (班長)	構成する 課	分掌事務	主な 掲載頁
教育班 班長：教育委員会 事務局長	学校教育 班	1 所管施設の被害調査及び取りまとめに関すること	P 47
		2 小・中学校児童及び生徒の避難等の指導に関するこ と	P 108
		3 災害時における児童及び生徒の応急教育に関するこ と	P 108
		4 被災学校教育施設の応急措置に関すること	P 108
	生涯学習 班	1 被災社会教育施設の応急措置に関すること	P 109
		2 被災文化財の情報収集に関すること	P 119
		3 被災文化財の応急措置に関すること	P 119
		4 所管施設の被害調査及び取りまとめに関すること	P 47
消防団 班長：消防 団長	消防団	1 災害活動の総合調整に関すること	P 11
		2 被害状況及び消防（水防）団の活動状況の掌握に関 すること	P 11 ほか
		3 危険箇所等の巡視及び警戒に関すること	P 11 ほか
		4 予防措置及び応急措置の工作活動に関すること	P 11 ほか
		5 救出及び救護活動に関すること	P 56
		6 行方不明者の搜索及び遺体処理に関すること	P 83
		7 避難誘導に関すること	P 13

2 小災害における配置の場合の組織、編成、事務分掌

(1) 災害警戒本部の設置

災害対策本部を設置する前、又は災害の規模により設置しない場合の災害応急対策のため、災害警戒本部を設置する。

ア 設置基準

総務課長は、災害対策本部が設置されていない場合で次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置する。

本部の種類	基 準
災害警戒本部	(1) 村内で震度 4 の地震を観測したとき。
	(2) 震度にかかわらず村内に地震による局地的な被害が発生し、又は村内に気象警報等が発表され局地的な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整を図るため、総務課長と関係部局の長が協議の上必要と認めたとき。
	(3) 気象警報等の有無にかかわらず、村内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整を図るため、総務課長と関係部局の長が協議の上必要と認めたとき。
	(4) 前各号に掲げるもののほか、総務課長が必要と認めたとき。

イ 構成

災害警戒本部会議の構成は、次表のとおりとする。

【災害警戒本部の組織構成】

職 名	構 成 員
本 部 長	総務課長
副本部長	建設課長
本 部 員	産業振興課長、上下水道課長、教育委員会事務局長、

ウ 災害警戒本部会議

災害警戒本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害警戒本部会議を必要に応じ開催し、災害応急対策に関する事項について協議し、実施の指令を行う。

災害警戒本部会議の構成は、次表のとおりとする。

【災害警戒本部会議の構成】

職 名	構 成 員
本 部 長	総務課長
副本部長	建設課長
本 部 員	災害警戒本部長が必要とする本部員 災害警戒本部長が必要とする職員

エ 災害対策本部への移行

村内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合は、速やかに村長にその旨を報告し、災害対策本部へ移行しうる体制をとるものとする。

オ 廃止基準

総務課長は、次の各号に掲げる事項を総合的に判断し、災害警戒本部を廃止する。

(ア) 予想された災害の危険が解消したと認められるとき。

(イ) 災害の応急対策が完了したと認められるとき。

(2) 小災害における設置

災害の種別により判断し、最も被害の多い関係課と総務課を主体として処理するものとする。他班、各課の応援を必要とする場合は、関係課長と協議の上決定する。

★資料編：資料15「榛東村災害警戒本部に関する要領」

3 関係機関への通報

災害対策本部及び警戒本部を設置したときは、総務課長は防災関係機関にその旨通報するものとする。なお、廃止されたときも同様とする。

4 国の非常(緊急)災害対策本部等との連携

(1) 災害対策本部は、国が非常(緊急)災害対策本部又は現地災害対策本部を設置したときは、相互に緊密な連携を図り、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 災害対策本部は、必要に応じ、国の非常(緊急)災害対策本部に対し国の職員の派遣を求める。

第4節 動員計画

項 目	担 当
1 災害対策本部設置前の警戒配備	各班
2 災害が発生した場合又は発生することが予想される場合の配備体制基準	各班
3 動員及び伝達	総務班、各班
4 腕章及び標旗	各班

1 災害対策本部設置前の警戒配備

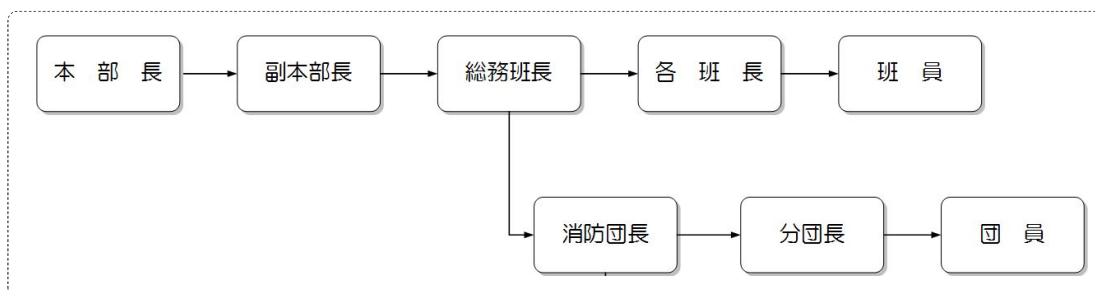
災害対策本部設置前においても常に気象状況その他の災害現象に注意し、災害発生に
対処できるよう準備を整えておくこと。

2 災害が発生した場合又は発生することが予想される場合の配備体制基準

本部体制	配 備	状 況	配備体制
災害警戒本部	初期動員	警報・地震情報等が発令又は伝達され、災害が発生するおそれが認められるなど、警戒体制をとる必要があるとき	本部設置前の警戒態勢とし、情報収集活動等が円滑に行い得る必要最小限の配備とする。 (原則として課長以上の職にある職員及び防災担当職員)
災害対策本部	1号動員	かなりの被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき	原則として、本部設置の配備体制とし、各班の必要人員をもって小規模災害に対処し得る態勢とする。 (原則として全職員の25%)
	2号動員	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき	本部を設置し、中規模災害に対処し得る態勢とする。 (原則として全職員の50%)
	3号動員	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき	本部を設置し、大規模災害に対処し得る態勢とする。 (全職員)

3 動員及び伝達

(1) 本部が設置された場合、本部長は次の系統で伝達し、動員するものとする。



(2) 動員の伝達

動員の伝達は、防災行政無線、一般加入電話（携帯電話含む。）等を通じて行うものとする。

★資料編：資料2「子局・半固定局設置場所一覧」

(3) 登庁場所

動員の伝達を受けた職員は、可能な限り自己の勤務場所に登庁するものとする。

(4) 登庁の方法

登庁に当たっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段の他、徒歩、あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮すること。

(5) 登庁時の留意事項

登庁に当たっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部に連絡すること。

(6) 登庁の免除等

ア 災害により、本人又は家族が中傷以上の怪我を負うなど勤務することが困難な場合には、所属長に対し、その旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。

イ 勤務場所に登庁することができない場合には、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

【職員動員計画】

令和2年12月現在

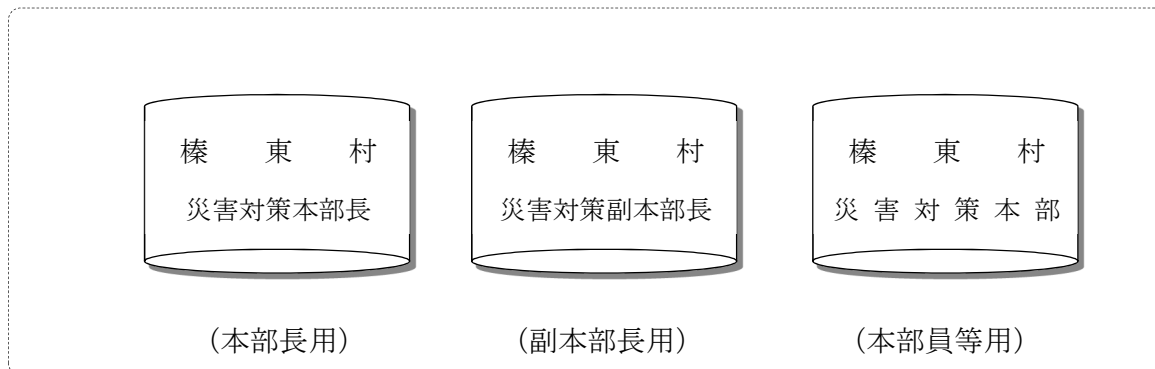
班 名 班責任者	課局名	人員	初期 動員	1号 動員	2号 動員	3号 動員	連絡責任者
総 務 班 総 務 課 長	総務課	7	3	4	0	0	総務課長
	企画財政課	4	1	1	0	2	企画財政課長
	会計課	3	1	1	0	1	会計課長
	議会事務局	2	1	1	0	0	議会事務局長
住 民 対 策 班 税 務 課 長	税務課	9	1	2	1	5	税務課長
	住民生活課	11	1	2	3	5	住民生活課長
	健康保険課	20	1	4	6	9	健康保険課長
生 活 対 策 班 産 業 振 興 課 長	産業振興課 (農業委員会事務局)	9	1	2	2	4	産業振興課長
	建設課	7	1	1	2	3	建設課長
	上下水道課	7	1	1	2	3	上下水道課長
教 育 班 教育委員会事務局長	教育委員会事務局	12	1	3	2	6	教育委員会事務局長
合 計		91	13	22	18	38	
消 防 団 長	消防団	(145)	－	(1)	(4)	(140)	消防団長

※カッコ書きは、条例に基づく。

4 腕章及び標旗

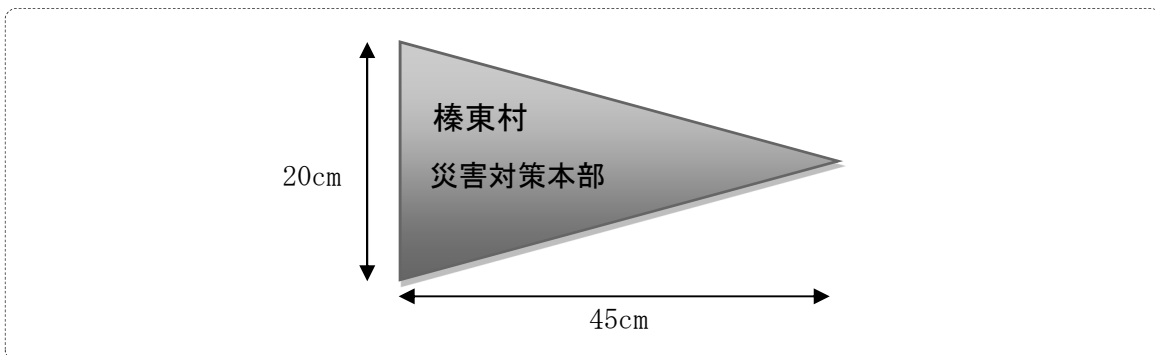
本部の職員が災害応急対策活動に従事するとき及び本部で使用する車両には、活動の円滑化を図るため、次の腕章及び標旗をつけるものとする。

(1) 腕章



※備考 1. 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。
2. 文字の色彩は黒色とし、他の色彩は白とする。

(2) 標旗



※備考 文字の色彩は黒色とし、他の色彩は黄色とする。

第5節 公共的団体等の活用計画

項 目	担 当
1 奉仕団の種別、編成、所属	社会福祉協議会、地域（自治会等）、榛東村環境美化推進協議会(委員)、食生活改善推進員会等
2 奉仕団の活動内容	社会福祉協議会、地域（自治会等）、榛東村環境美化推進協議会(委員)、食生活改善推進員会等
3 奉仕団の動員	総務班、住民対策班

災害時における社会福祉協議会、地域（自治会等）、榛東村環境美化推進協議会（委員）、食生活改善推進員会等の組織による奉仕団の編成及び活動は次のとおりとする。

1 奉仕団の種別、編成、所属

奉仕団は、災害応急対策の実施に奉仕する次の団体をもって編成する。

- (1) 社会福祉協議会
- (2) 地域（自治会等）
- (3) 榛東村環境美化推進協議会（委員）
- (4) 食生活改善推進員会

2 奉仕団の活動内容

- (1) 炊き出しその他災害救助の応援
- (2) 簡易な清掃作業
- (3) 簡易な防疫作業
- (4) 災害対策用物資の輸送及び配分
- (5) その他軽易な作業及び事務

3 奉仕団の動員

村長は、各奉仕団の応援協力を必要と認める場合は、各奉仕団の代表を通じて奉仕団の動員を行うものとする。

なお、各奉仕団の災害対策本部の担当班及び課は次による。

第1編 一般対策編 第3章 災害応急対策
第5節 公共的団体等の活用計画

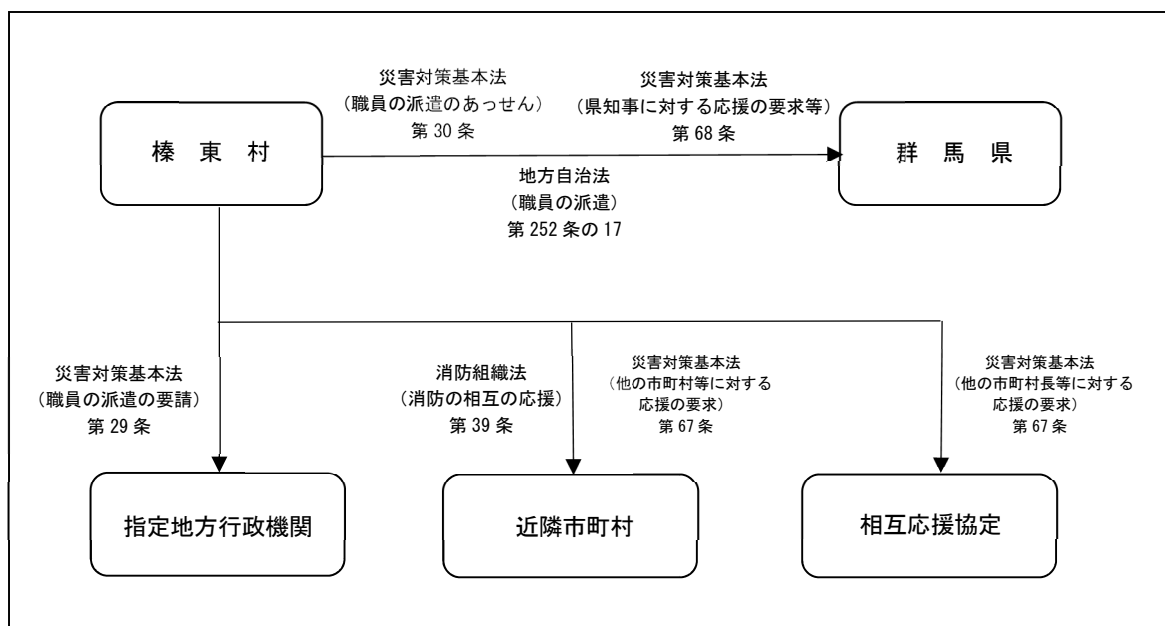
No.	奉 仕 団	災害対策本部（班）	災害対策本部（課）
（１）	社会福祉協議会	住民対策班	住民生活課
（２）	自主防災組織	総 務 班	総務課
（３）	榛東村環境美化推進協議会	住民対策班	住民生活課
（４）	食生活改善推進委員会	住民対策班	健康保険課

第6節 広域（相互）応援等の計画

項 目	担 当
1 法律、協定等に基づく応援、協力の要請系統図	総務班
2 村が他市町村に行う応援の要請	総務班
3 県に対する応援の要請	総務班
4 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請	総務班
5 市町村が行う職員派遣の要請又は職員派遣の斡旋の要請	総務班
6 隣接する市町村との消防相互応援協定	総務班
7 隣接する市町村との災害時における相互応援協定	総務班
8 受援体制の確立	総務班、各班
9 応援要請に対する措置	総務班
10 応援の種類	総務班
11 民間団体等の協力応援体制の確立	総務班、各班
12 国の機関及び県の代行措置	県、指定行政機関、指定地方行政機関
13 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）に対する応援要請	総務班

災害時において、災害応急対策を実施するために必要とする場合には、他の地方公共団体と緊密な連絡のもとに職員の派遣、救護物資の調達等相互に協力して災害応急対策活動に万全を期するものとする。また、平素から態勢の整備に努めるものとする。

1 法律、協定等に基づく応援、協力の要請系統図



2 村が他市町村に行う応援の要請

(1) 応援の要請

ア あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第67条の規定に基づき、村長が他の市町村長に対し応援を求める。

イ 災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

(2) 要請の時期

村長が必要と認めたとき。

(3) 要請の範囲等

災害の規模に応じて近接市町村へ随時要請するものとする。なお、要請に当たっては「相互応援協定」締結町村を優先するものとする。

(4) 要請の手続き

次の事項を明らかにして、文書で要請する。緊急を要する場合は、口頭、電話又は電信により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

ア 被害の状況

イ 応援を受けたい生活必需品物資、応急対策及び応急復旧に必要な資器材の品名、数量等

ウ 派遣希望技術職員等の職種別人員

エ 応援の場所及びその経路

オ 応援の期間

カ その他必要事項

(5) 費用の負担

応援を受けたときは、その応援に要した経費は村で負担するものとする。

(6) 協定の締結及び見直し

村長は、相互応援協定を締結するよう努める。また、すでに締結された協定についても、より有効なものとするよう常に見直しを図る。

なお、協定の締結、見直しに当たっては、都道府県間の協定締結の配慮事項の準ずるほか、隣接市町村との協定に、備蓄すべき品目あるいは分量を相互に分担・協同して行う内容を盛り込むなど、効率的・合理的備蓄を行えるよう考慮する。

3 県に対する応援の要請

村長は、災害対策基本法第68条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、知事に対し応援を求める。

4 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請

村（総務班）は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、村（総務班）は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

5 市町村が行う職員派遣の要請又は職員派遣の斡旋の要請

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

村長は、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

（2）県に対する職員派遣の斡旋の要請

村長は、災害対策基本法第30条の規定に基づき、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

（3）県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

村長は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、知事又は他の市町村の市町村長に対し、職員の派遣を求める。

6 隣接する市町村との消防相互応援協定

本村に隣接する市町村との消防相互応援協定による（平成21年2月27日）

★資料編：資料16「消防相互応援協定書」（渋川市、吉岡町）

★資料編：資料17「消防団相互応援協定書」（前橋市）

★資料編：資料18「消防相互応援協定書」（高崎市）

7 隣接する市町村との災害時における相互応援協定

村長は、災害時における応急対策の万全を期するため、隣接市町村等と平素から協力体制の確立に努め、災害対策基本法第67条の規定に基づき、あらかじめ隣接市町村等と応援の種類、手続き等の必要な事項について協議を行い、村は隣接市町村と相互応援をなし、もって応急措置の万全を期すものとする。

8 受援体制の確立

（1）村（総務班）は、本部内に受援に関する全体調整を担当する「受援統括係」を設置する。総務班を受援統括係とし、全体調整のほか、行政機関・自衛隊等への応援要請、村全体の受援状況の取りまとめを行う。

（2）各班・各課に、統括責任者及び受援担当者を置く。

ア 統括責任者：応援者等（応援団体から派遣される行政職員や民間企業の従業員などをいう。）に対して、業務に関する指揮命令を行うもの。

イ 受援担当者：応援者等の受入れに関して、必要な情報共有や活動環境の整備を行う実務責任者。

9 応援要請に対する措置

村長は、災害の発生に伴う応急対策のため、隣接市町村から応援要請があったとき、

自らが実施する応急措置等に支障がない限り、速やかにこれに応じるものとし、平素から態勢の整備に努めるものとする。

10 応援の種類

応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品及びその補給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) その他特に要請のあった事項

11 民間団体等の協力応援体制の確立

村長は、災害時における応急対策の万全を期するため、民間団体等と平素から協力体制の確立に務め、村が応援を求める場合、その事務が円滑に行われるようにあらかじめ民間団体等と応援の種類、手続き等の必要事項について協定を締結し、もって災害時の応急対策の万全を期するものとする。

★資料編：資料4「災害時における救援物資提供に関する協定書」

★資料編：資料19「災害発生時における協力に関する協定書」

12 国の機関及び県の代行措置

- (1) 県は、災害対策基本法第73条の規定に基づき、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限及び現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、村に代わって行うものとする。
- (2) 指定行政機関又は指定地方行政機関は、災害対策基本法第78条の2の規定に基づき、被災により、村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となっ

た場合は、応急措置を実施するため村に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限及び現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、村に代わって行うものとする。

13 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）に対する応援要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関東地方整備局へ緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。

緊急災害対策派遣隊は、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援を実施する。

第7節 災害情報の収集・連絡・報告

項 目	担 当
1 被害報告等取扱責任者	総務班、各班
2 災害情報等収集報告系統	総務班、各班
3 被害等の調査	総務班、各班
4 災害情報の連絡	総務班
5 被害状況等の報告系統	総務班、各班

災害対策基本法、消防組織法、その他法令等の規定による災害に対する情報収集、被害報告等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

1 被害報告等取扱責任者

各課長は、被害報告等が的確に処理できるよう被害報告等取扱責任者正副1名を定め、総務課長に報告するものとする。

2 災害情報等収集報告系統

- (1) 掌握した被害状況について、各関係班長は、総務課長に報告するとともに、次の「5 被害状況等の報告系統」で定める報告系統図に基づき、関係機関に報告するものとする。
- (2) 班長は、各班員から報告及び連絡のあった事項については項目別に集計する。
- (3) 班長は、被害状況を取りまとめたときは、直ちに総務課長に報告する。
- (4) 総務課長は、本部長に報告するものとする。
- (5) 本部長は、必要があると認めたときは、議会及び村内の防災関係機関に連絡するよう指示するものとする。

3 被害等の調査

災害情報の収集は、次のとおりとする。なお、以下の点に留意する。

- (1) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村（総務班）は、住民登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者につ

いて、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。

- （2）関係機関相互に調査方法、分担区分、動員人数等協議を行い、脱漏重複等のないよう留意すること。
- （3）総務課長は、被害状況を判断し、調査区分ごとの相互応援等適切な調整を行うこと。
- （4）被害世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録等の照合を行い、的確を期すこと。

調査事項	調査機関（課）	協力団体
総合調整	総務課	
人的被害	総務課、渋川広域消防本部	渋川警察署
住宅等一般	税務課、企画財政課、健康保険課、建設課、会計課	自治会連合会
村有財産	企画財政課	
教育施設	教育委員会事務局	各施設の長
社会福祉施設	住民生活課	各施設の長
医療衛生	健康保険課、住民生活課	医師会・議会・榛東村環境美化推進協議会
農林業関係	産業振興課（農業委員会事務局）	農業共済組合・農業協同組合・森林組合
商工関係	産業振興課	商工会等
土木施設	建設課	自治会連合会・建設業協力会
水道等施設	上下水道課	榛東村指定水道工事店組合
その他施設	担当課	
火災関係	渋川広域消防本部	消防団

4 災害情報の連絡

- （1）被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに渋川行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

(2) この際、渋川行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、被害の拡大が予想されるときは、渋川行政県税事務所から職員が派遣される場合がある。

(3) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(4) 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

(5) 具体的な報告方法は次による。

情報の種類	対 象	具体的な報告方法
災害情報	その都度報告するものとし、災害が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。	
災害概況即報	災害が発生したときは、直ちにその概況を報告するものとする。この報告は、災害応急対策実施の基礎となるものであるから迅速に実施すること。	災害を覚知後30分以内に 様式1「災害概況即報」により報告する。
被害状況即報	被害状況が判明する都度、逐次中間報告し、先に報告をした被害に変動があったときは、直ちに変動の報告をするものとする。	災害概況即報の後、様式2「被害状況即報」及び様式3「被害状況即報続紙」により報告する。 報告の頻度は次による。 ①第1報は、被害状況を確認し次第報告。 ②第2報以降は人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。 ・人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。 ③災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。
災害確定報告	災害が終了し、調査が終了し、確定したときは、直ちに確定報告をするものとする。この報告は災害応急対策及び災害復旧対策の基礎となるものであるから、正確を期するものであること。	応急対策を終了した後、10日以内に様式4「災害確定報告」及び様式5「災害確定報告続紙」により報告する。

★資料編：資料25「様式1 災害概況即報」

★資料編：資料26「様式2 被害状況即報」

★資料編：資料27「様式3 被害状況即報続紙」

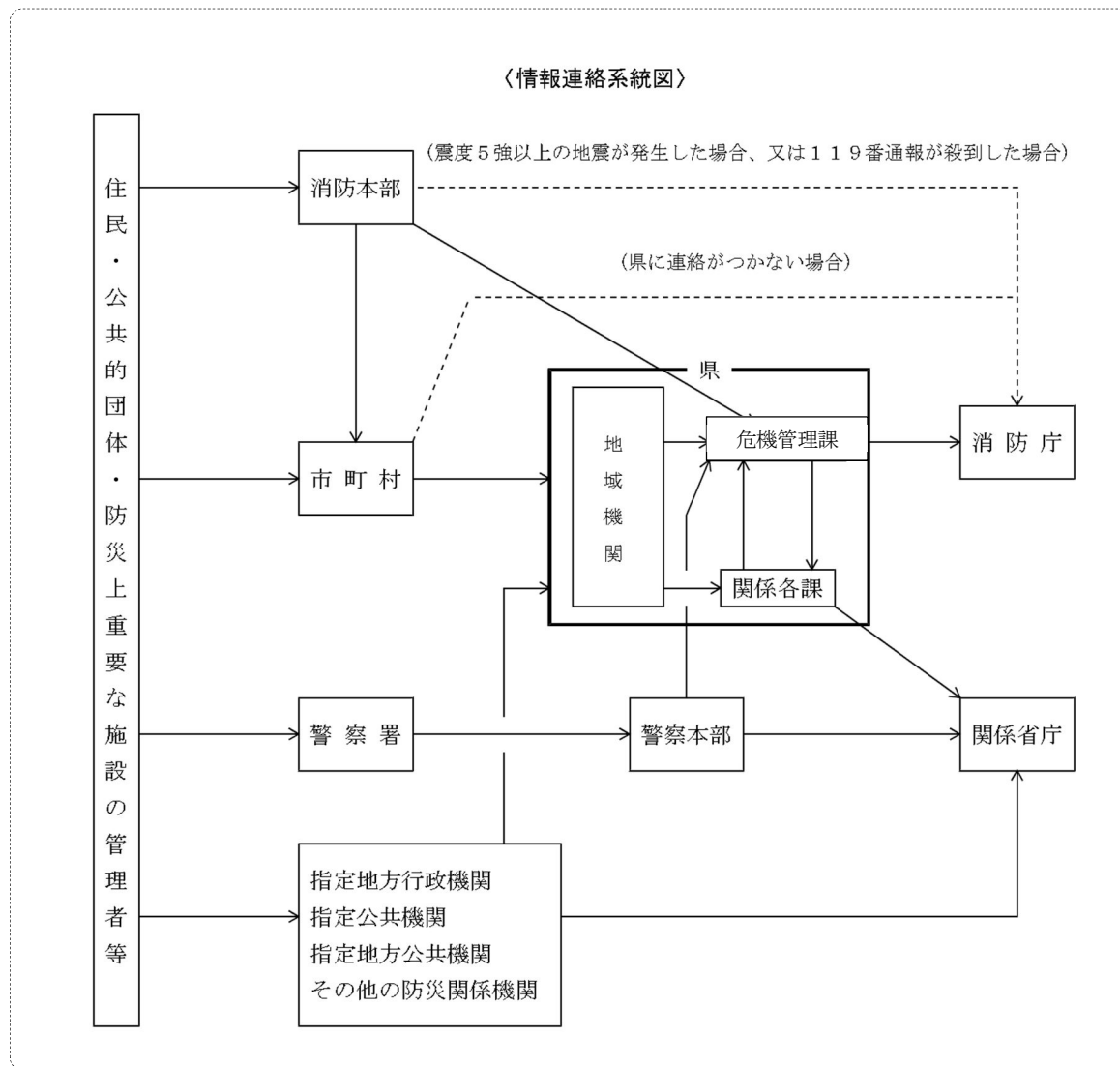
★資料編：資料28「様式4 災害確定報告」

★資料編：資料29「様式5 災害確定報告続紙」

★資料編：資料20「被害認定基準」

5 被害状況等の報告系統

(1) 災害対策基本法に基づく被害報告



※村から県の地域機関又は県への報告は、電話、ファクシミリ又は防災行政無線による。

消防庁「応急対策室」(平日 9:30～18:15) 電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537

地域衛星通信ネットワーク電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033

「宿直室」(上記時間以外) 電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553

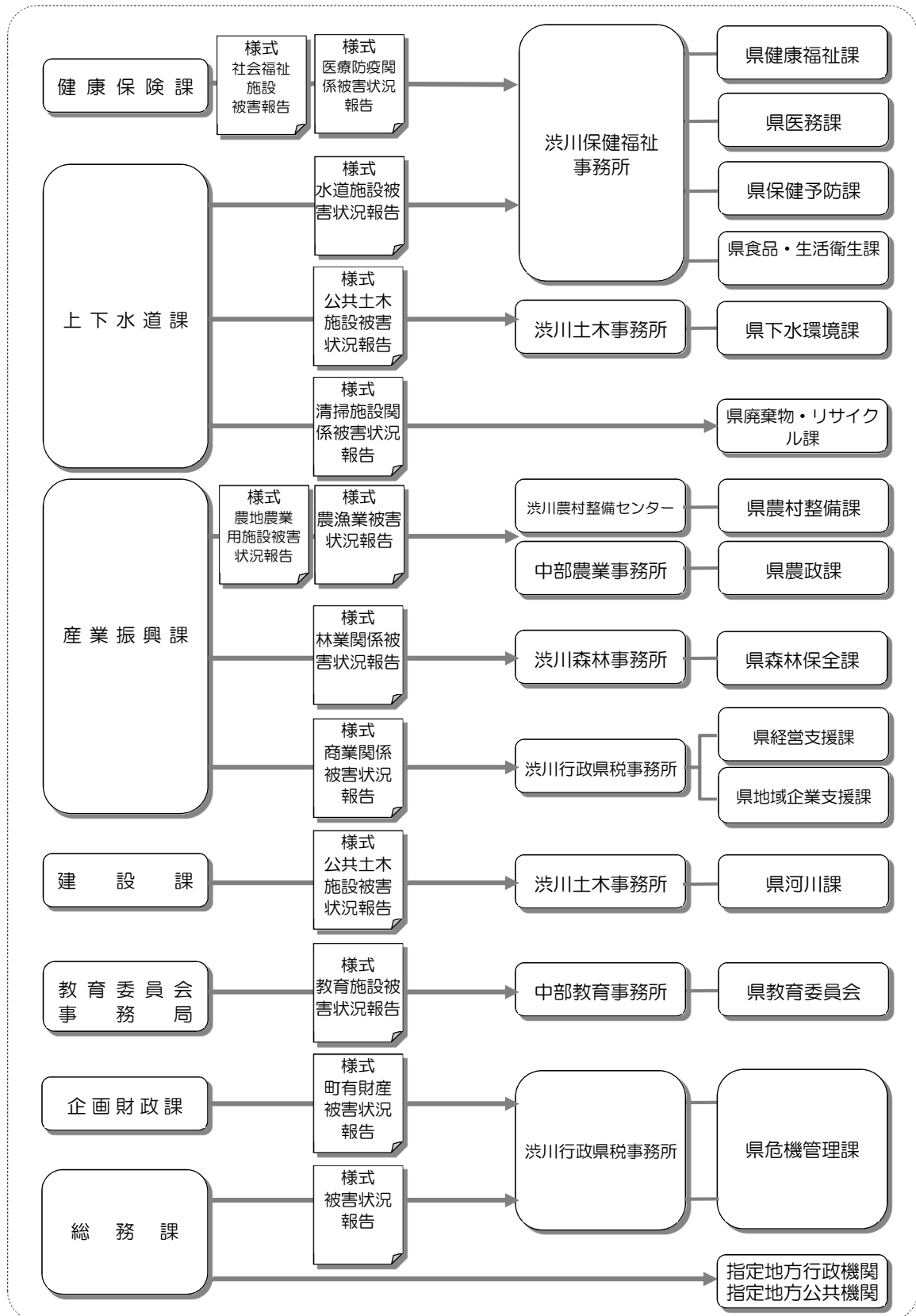
地域衛星通信ネットワーク電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

(2) 災害対策基本法以外の他の法令に基づく被害報告

村(各班)は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係

課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

調査報告の順序、時間、人的被害と直接つながる被害を優先して行う。



※村から県の地域機関又は県への報告は、電話、ファクシミリ又は防災行政無線による。

第8節 災害通信計画

項 目	担 当
1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧	総務班
2 緊急情報連絡用回線の確保	総務班、県、電気通信事業者
3 災害時優先電話の利用	総務班、防災関係機関
4 他の通話施設の利用	総務班、関係機関

災害が発生し又は発生するおそれがある場合における気象注意報・警報等の伝達、災害情報の収集、その他災害応急措置等の通信は次のとおりとする。

1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

村（総務班）は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

2 緊急情報連絡用回線の確保

村（総務班）、県(危機管理課)及び電気通信事業者は、携帯電話等、非常用無線電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

3 災害時優先電話の利用

村（総務班）及び防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにN T T電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

4 他の通話施設の利用

前記による通話が不能及び相当遅延すると認められる場合又は特に緊急を要する事態が生じたときは、各関係機関と協議し、次の施設を利用するものとする。

通信施設	機 関 名
警察通信施設	渋川警察署
国土交通省通信施設	国土交通省利根川水系砂防事務所
東京電力通信施設	東京電力パワーグリッド(株)渋川支社等
アマチュア無線通信による通話	
消防通信施設	渋川広域消防本部
タクシー無線施設	
防災行政無線（移動系）	総務課、産業振興課、住民生活課、上下水道課

第9節 災害の拡大防止及び二次災害の防止

項 目	担 当
1 土砂災害の拡大防止	生活対策班、県、土砂災害防止事業実施機関
2 河川関係障害物の除去	河川管理者、水防管理者
3 風倒木による二次災害の防止	生活対策班、道路管理者
4 被災宅地の二次災害対策	生活対策班
5 住居関係障害物の除去	生活対策班

風水害は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、堤防等の被害による災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

1 土砂災害の拡大防止

- (1) 土砂災害防止事業実施機関及び村（生活対策班）は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して土砂災害危険箇所や山地災害危険地区の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するものとする。
- (2) 土砂災害防止事業実施機関は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行うものとする。
- (3) 県（砂防課）は、地滑りによる重大な土砂災害が切迫した危機が認められる状況において、村が適切に避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する調査を行い、その情報を村に提供するものとする。

2 河川関係障害物の除去

(1) 実施主体

河川にある障害物の除去は、河川管理者及び水防管理者が実施するものとする。

(2) 除去の方法

河川管理者及び水防管理者、その他関係機関が適切な方法をもって速やかに行うものとする。

- (3) 河川管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

3 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。

4 被災宅地の二次災害対策

村（生活対策班）は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

5 住居関係障害物の除去

災害により住居、道路及びその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活等に著しい障害を及ぼす物の除去は、次のとおりとする。

(1) 実施主体

障害物の除去は、村長が実施する。

(2) 除去の対象

災害により、日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運び込まれたもので、自力をもって障害物の除去ができないもの。

(3) 除去の実施戸数

災害救助法に基づき実施する場合は、同法の規定により、半壊及び床上浸水世帯の15パーセント以内であること。

(4) 除去の方法

村長は、関係機関の協力をもとに適切な方法をもって速やかに行うものとする。

(5) 除去の実施期間

災害救助法に基づき実施する場合は、同法の規定により、災害発生の日から10日以内とする。

(6) 除去の実施機関

村（生活対策班）は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

第10節 被災者の救出及び医療活動

項 目	担 当
1 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動	住民、自主防災組織、事業所
2 被災者の救出	消防団
3 被災地域外の市町村の役割	総務班
4 関係機関の連携	総務班、住民対策班、県、渋川広域消防本部、渋川警察署、自衛隊
5 資機材の確保	総務班、住民対策班、関係機関
6 惨事ストレス対策	住民対策班、関係機関
7 医療・助産	住民対策班、医療機関

被災者救出は、災害のため現に救出を要する状態にあるもの又は生死不明の状態にある者を救出し、保護することである。

また、災害によって、地域の医療機能が低下、混乱した場合における医療及び助産の実施について記す。

1 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

（1）大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、渋川広域消防本部、渋川警察署等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。

（2）救助・救急活動に必要な資機材については、群馬県地域防災センター、行政県税事務所等の備蓄倉庫、土木事務所、村役場、消防本部、消防署、消防団、事業所等の資機材の貸し出しを受けるものとする。

（3）住民、自主防災組織及び事業所は、渋川広域消防本部、渋川警察署等による救助・救急活動に協力するものとする。

2 被災者の救出

(1) 実施機関

被災者の救出は、生命、身体の危険が緊急かつ緊迫した場合であるから、本部長の命により、災害の現場にあるものはもとより、消防署等の協力により救出に必要な機械器具等を使用して実施するものとする。

なお、対策本部で実施できないとき、以下の機関協力、応援を得て行うものとする。

★資料編：資料21「被害者救出協力機関一覧」

(2) 救出基準

災害救助法が適用された場合の救出基準は、同法及びその運用方針による。

区 分	基 準
救出を受ける者	(1) 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者 (2) 災害のため生死不明の状態にある者
救 出 方 法	救出については、災害現場の状態に応じて有効かつ適切で早急に救出するものとする。
救出の期間	災害の発生の日から3日以内とする。

(3) サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、県（危機管理課）、村（消防団）及び救出活動実施機関は、相互調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

3 被災地域外の市町村の役割

村（総務班）は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施する。

4 関係機関の連携

渋川広域消防本部、渋川警察署、自衛隊、村（総務班、住民対策班）及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。

この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、

消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。

5 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

6 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

7 医療・助産

（1）被災地域内の医療機関による医療活動

被災地域内の医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

なお、村における医療機関は、渋川地区広域圏内の各医療機関とする。

ア 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。

イ 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能回復に全力を尽くす。

ウ 医療機能の低下により傷病者の受入れが困難になった場合又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要がある場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

エ 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。

オ 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市町村又は県（消防保安課又は医務課）等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

★資料編：資料3「群馬県防災航空隊支援協定」

（2）医療・助産の実施機関

災害救助法が適用された場合における医療、助産については、村長の要請に基づき知事が救護班を現地に派遣して実施する。ただし、災害救助法が適用されない小災害の場合にあっては、村長が実施する。

(3) 医療

医療を受けられるものは、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療を受けられない者とする。

区 分	基 準
医療の内容	①診療 ②薬剤又は治療材料の支給 ③治療及び施術 ④病院への収容 ⑤看護
医療の方法	医療は救護班を編成して実施する。又、治療、施術については、渋川地区医師会の災害医療救護活動計画による。

(4) 救護所の設置

村長（住民対策班）は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地に救護所を設置するものとする。救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

【救護所の設置場所】

指定避難所
負傷者の交通の便利なところ
その他救護所の設置に適した場所

(5) 助産

災害のため、助産の途を失った者に対しての分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図る。

区 分	基 準
助産の対象	助産の対象は、災害発生の日以前又は以降7日以内に分娩したものであって、災害のため助産の途を失った者とする。
助産の範囲	(1)分娩介助 (2)分娩前及び分娩後の処置 (3)脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給
助産の方法	助産は救護班により実施するが、生命に関するときは医療機関とする。
助産の期間	助産の期間は、分娩の日から7日以内とする。ただし、村長が必要と認めたときは、その期間を延長することができる。

区 分	基 準
費用	救護のため要した費用（災害救助法が適用された場合は除く。）は、村が負担する。

（6）救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防吏員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

（7）トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

（8）被災地域外での医療活動

村（住民対策班）又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県（医務課）に求めるものとする。

（9）被災者のこころのケア対策

村（住民対策班）は、県（障害政策課）、関係機関、団体等と連携のもと、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、以下の活動を行う。

- ア こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
- イ こころのケア対策現地拠点の設置
- ウ 精神科医療の確保
- エ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣及び受入れ
- オ こころのホットラインの設置と対応
- カ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

（10）医薬品及び医療資機材の確保

ア 医療機関又は救護所の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、村又は県（薬務課）に手配を要請するものとする。

イ 村（住民対策班）又は県（薬務課）は、医薬品又は医療資機材の製造業者若しくは販売業者に連絡して、医療機関への供給を要請するものとする。

第11節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

項 目	担 当
1 交通支障箇所における交通禁止又は制限	道路管理者、公安委員会、警察官、消防吏員
2 緊急輸送のための交通禁止又は制限	公安委員会
3 道路障害物の除去等	生活対策班、道路管理者、県、渋川広域消防本部、渋川警察署、自衛隊
4 緊急輸送車両等の確認等	県、公安委員会
5 交通指導員による交通整理	生活対策班
6 輸送の優先順位	総務班
7 輸送実施機関	総務班、各班
8 緊急輸送の種別	総務班
9 輸送力の確保	総務班
10 緊急通行車両事前届出書	総務班
11 救援物資広域集積場所の開設	総務班
12 臨時ヘリポートの確保	総務班
13 費用の基準及び支払	総務班
14 災害救助法による輸送の基準	総務班
15 輸送上の注意事項	総務班

ここでは、緊急輸送を迅速に行うため、緊急ルート及び車両等の交通を確保し、被災者、災害対策要員及び救助作業に従事する者の移送あるいは物資、資材の輸送等を円滑に行える体制を構築する。

1 交通支障箇所における交通禁止又は制限

災害時において道路施設の破損等により交通に支障があるときは、次により措置するものとする。

(1) 道路管理者の交通規制

ア 暴風、大雨、大雪等による異常気象における道路上の事故を未然に防止するため、必要により交通規制に努めるものとする。

イ 道路管理者は、その管理する道路について破損、決壊、その他の理由により運行の禁止又は制限する必要があると認められるときは、所定の道路標識及び表示板を設置

し、交通の安全を図るものとする。

(2) 県公安委員会及び警察署長の行う交通規制

ア 道路交通法に基づく制限

県公安委員会及び警察署長は、その管轄区域内の道路において、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその状況に必要があると認められるときは、道路交通法第4条第1項（公安委員会）及び同法第5条第1項、同法施行令第3条の2第1項（警察署長）の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。

イ 警察官の行う交通規制

警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。

ウ 消防吏員による交通規制

警察官がその場所にいない場合に限り、消防吏員は職務遂行に当たり、消防機関が使用する緊急車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置を講ずることができる。

2 緊急輸送のための交通禁止又は制限

(1) 緊急輸送車両以外の車両の通行の禁止又は制限

公安委員会は、その管轄区域内又は隣接する各県において発生した災害について、緊急輸送を確保するため必要があるときは、災害対策基本法76条の規定に基づき、緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止し又は制限するものとする。

そして、緊急物資等の緊急性選別を行い、緊急物資拠点集積場所等への円滑な交通を確保するものとする。

(2) 規制内容の周知

公安委員会は、前記(1)による通行の禁止又は制限を行う時は、その規制の内容を当該道路の管理者に電話等により、速やかに通知するとともに、報道機関の協力及び立て看板等の設置により、一般に周知するよう努めるものとする。

(3) 放置車両等の移動

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するもの

とする。

3 道路障害物の除去等

(1) 実施主体

道路上の障害物の除去は、道路法及び道路交通法の定めるところにより、道路管理者、警察署長又は警察官が実施することとなっているので、相互に連絡し、万全を期するものとする。

(2) 除去の方法

道路管理者及び関係機関の協力のもとに、適切な方法をもって速やかに行うものとする。

(3) 除去の実施機関等

ア 被災者の避難及び生活必需物資等の円滑な輸送が確保されるよう、できる限り速やかに実施するものとする。

イ 大規模な災害により障害物除去対象路線が広範囲にわたるときは、必要度の高い路線から順次実施するものとする。

ウ 道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路障害物の除去等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。

(4) 放置車両等の移動

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(5) 指定行政機関の長等による応急措置の代行

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の発生により村及び県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、村長が実施すべき応急措置の全部又は一部を村長に代わって実施しなければならない。

4 緊急輸送車両等の確認等

(1) 県における措置

県が行う緊急車両の確認事務は、県において処理するものとする。

(2) 公安委員会における措置

公安委員会における緊急車両の確認事務は、県警察本部交通規制課及び警察署交通課

において処理するものとする。

5 交通指導員による交通整理

村長は、警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保等、緊急時の交通整理を行わせることができる。

6 輸送の優先順位

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア (1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア (1)、(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

7 輸送実施機関

災害輸送は、その応急対策を実施するそれぞれの課において、その課に所属する車両をもって行うものとする。ただし、集中管理されている公用車については本部においてその配置を決定する。

8 緊急輸送の種別

原則として、村所有の自動車をもって災害輸送にあたる。ただし、村所有の自動車の

全車両を使用し、なお、不足を生じる場合及び使用不可能な場合における災害輸送は、次のうち最も適切なる方法により実施する。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車
- (2) 鉄道、軌道
- (3) 航空機（ヘリコプター含む。）

9 輸送力の確保

災害輸送のため自動車等の輸送力の確保は、おおむね次の順序方法による。

- (1) 村及び災害応急対策実施機関所有の自動車等
- (2) 公共団体等の所有自動車等
- (3) 営業用自動車等
- (4) その他の自家用自動車等

10 緊急通行車両事前届出書

災害発生時において、警察により交通規制、交通検問が実施される場合を想定し、災害輸送に該当する車両においては、緊急通行車両等事前届出書等の必要な届出を行っておくものとする。

★資料編：資料30「様式6 緊急通行車両使用申出書・確認証明書・標章・確認処理簿」

11 救援物資広域集積場所の開設

- (1) 救援物資広域集積場所の設置

村（総務班）は、救援物資輸送のための車両等が被災現場に集中することを防ぎ、救助活動等現場活動が円滑に行われるようにするため、救援物資広域集積場所の設置に努める。

- (2) 輸送拠点の管理

村（総務班）は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

★資料編：資料10「災害用資材及び備蓄食料一覧」

12 臨時ヘリポートの確保

村（総務班）は、ヘリコプターによる応援、救援物資輸送等のため、避難所と競合しない臨時ヘリポートの確保に努めるものとする。

13 費用の基準及び支払

- （1）輸送業者による輸送又は車両等の借上費用は、地域業者の届出運賃・料金とする。
- （2）自家用自動車等の借上げについては、借上げ謝金として、輸送業者に支払う料金の範囲で、村が所有者と協議して定める。
- （3）官公署及び公共機関所有の車両使用については、原則として無料又は燃料負担程度の費用とする。

14 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次によるものとする。

- （1）被災者を避難させるための移送
- （2）医療及び助産のための移送
- （3）被災者救出のための輸送等
- （4）飲料水供給のための輸送
- （5）救助用物資の輸送
- （6）遺体捜索のための輸送
- （7）遺体処理のための輸送

15 輸送上の注意事項

災害輸送に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- （1）自動車等の借上げに当たっては、被災地に近い地域で確保する。
- （2）災害輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等の措置をとること。
- （3）自動車の確保に当たっては、運転者を含め借上げ（雇上げ）すること。

第12節 避難所の開設・運営

項 目	担 当
1 避難場所及び指定避難所の開設	総務班、住民対策班
2 避難所の運営	住民対策班
3 避難者に対する情報の提供	総務班、住民対策班
4 良好な生活環境の確保	住民対策班
5 要配慮者への対応	住民対策班
6 男女のニーズの違いへの配慮	住民対策班
7 新型コロナウイルス等感染症対策	住民対策班
8 在宅避難者等への配慮	住民対策班
9 帰宅困難者への配慮	住民対策班
10 動物（ペット、家畜等）への配慮	住民対策班
11 避難所の早期解消	住民対策班、生活対策班
12 応急仮設住宅	住民対策班、生活対策班
13 災害救助法適用時の基準	住民対策班
14 災害救助法による住宅の応急修理	生活対策班

1 避難場所及び指定避難所の開設

（1）指定緊急避難場所の開設

村（総務班）は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

（2）指定避難所の開設

村（総務班）は、あらかじめ指定した指定避難所の中から安全な避難を確保できる施設を選定し、指定避難所を開設する。また、必要に応じて指定施設以外の施設についても管理者の同意を得て避難所を開設する。

指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

用 語	用語の定義
指定緊急避難場所	村長は、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、基準に適合する施設又は場所を、異常な現象の種類ごとに指定しなければならない。
指定避難所	村長は、災害発生時における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民、その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。）の確保を図るため、基準に適合する公共施設その他の施設を指定しなければならない。

★資料編：資料8「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」

(3) 福祉避難所

村（住民対策班）は、災害規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。

また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

【福祉避難所一覧】

No.	避 難 所	所 在 地	T E L
1	榛東村保健相談センター	新井793-2	70-8052
2	榛東村ふれあい館	新井507-3	54-1126
3	榛東村福祉センター 「ささえの家」	新井789-3	30-5555

(4) その他の避難所

村（総務班）は、災害規模、収容状況、避難の長期化等に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

また、状況によっては、学校校庭及び空き教室をあてるものとする。避難距離は原則として2km以内とし、宿泊を要する避難施設の収容人員の算出は、一人当たり最低2㎡を原則とする。

(5) 開設の連絡

村（総務班）は、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所を開設したときは、開設の状況を速やかに県（行政県税事務所を経由して危機管理課、又は直接危機管理課）、渋川警察署、渋川広域消防本部等に連絡するものとする。

2 避難所の運営

(1) 管理者の配置

村（住民対策班）は、避難所を開設したときは、当該避難所に常駐する管理責任者を配置する。

また、避難所の運営は原則として自治会等の自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行うものとする。

(2) 避難者名簿の作成

村（住民対策班）は、避難所ごとに避難所収容者カルテを作成することにより、避難者の氏名、人数等の状況を把握し、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

(3) 在宅避難者等の把握

村（住民対策班）は、自治会や自主防災組織、消防団、NPO・ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努めるものとする。

★資料編：資料編 41 「避難所収容カルテ」（参考）

3 避難者に対する情報の提供

村（住民対策班）は、村民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供する。

また、観光客等の帰宅困難者についても避難所への誘導等の情報提供を行う。

情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮するものとする。

4 良好な生活環境の確保

(1) 避難所における良好な生活環境

ア 収容人数は、避難所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える

場合は、近隣の避難所と調整し適切な収容人数の確保に努める。

イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

ウ 避難の長期化により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 自主防災組織（自治会等）やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ 水、食料等、生活必需品の配給は、平等かつ効率的な配給に努める。

カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認められるときは、警察機関や防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

キ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

（2）適切な管理運営

村（住民対策班）は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、村（住民対策班）は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

（3）避難者の運営参加

避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努める。

5 要配慮者への対応

村（住民対策班）は、避難所の運営に当たり、要配慮者の健康状態や精神衛生に配慮した健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行う。

また、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障害の種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応するものとする。

6 男女のニーズの違いへの配慮

村（住民対策班）は、避難所の運営に当たっては、次により、男女のニーズの違いや

女性に対する暴力の防止等に配慮した運営を行うよう努めるものとする。

- (1) 避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
- (2) 避難所運営体制への女性の参画を進める。
- (3) 避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- (4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。

7 新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難所において避難者等の感染を防止する対策を実施する。

(1) 滞在スペースのゾーニング

一般の避難者、高齢者、基礎疾患のある者、発熱・咳等がある者及び濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離を図る。

(2) 健康管理

受付の際や滞在期間中に、避難所運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行う。

また、避難者が発症した場合は、直ちに保健所に報告し、病院等への移送を要請する。

(3) 衛生確保

避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供等避難者の各種支援の際は、衛生管理を考慮した方法で実施する。

また、避難者には、手洗い、マスク等による咳エチケット及びその他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

(4) 車中泊の避難者への対策

車中泊の避難者に対しては、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

8 在宅避難者等への配慮

村（住民対策班）は、ライフラインの途絶等により避難所の近隣に居住する在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、指定避難所用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮する。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

9 帰宅困難者への配慮

村（住民対策班）は、観光客等の帰宅困難者も必要に応じて避難所に受入れる。

10 動物（ペット、家畜等）への配慮

災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

村（住民対策班）は、県が設置する動物救護本部と連携し、愛玩動物の状況など、情報提供を行う。

11 避難所の早期解消

村（住民対策班、生活対策班）は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

12 応急仮設住宅

災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の対策は、県防災計画に定めるほか、この計画の定めるところによる。

（1）災害救助法による応急仮設住宅

村（住民対策班、生活対策班）又は県は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、避難所の早期解消に努めるものとする。

（2）応急仮設住宅建設予定地

原則として被災地に仮設し、それが不可能な時は、公園、広場、学校等の村有地を使用するものとする。

（3）応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、榛東村建設業協力会、建築業者等に協力を要請するものとする。また、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達のある場合には、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

（4）入居基準

入居者は、関係機関及び自治会等と協議の上決定する。

（5）運営

ア 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための
のこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性
の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとす
る。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものと
する。

イ 学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と
相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

(6) 台帳等の整備保管

「応急仮設住宅入居者台帳」を整備し保管する。

★資料編：資料9「仮設住宅建設予定地一覧」

★資料編：資料31「様式7 応急仮設住宅入居者台帳」

(7) 賃貸住宅のあっせん

村（生活対策班）は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有
者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

(8) 要配慮者への配慮

村（生活対策班）は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障がい者等要配
慮者の居住に適した構造の住宅の提供に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮
するものとする。

13 災害救助法適用時の基準

(1) 避難場所の指定順位

- ア 公立小中学校
- イ 社会体育施設
- ウ その他の公共施設
- エ その他の民間施設

(2) 避難所に収容する被災者

- ア 住家が被害を受け居住の場を失った者
- イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ 避難指示の出た場合で、現に被害を受けるおそれのある者

(3) 避難所開設の期間

災害発生の被害から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により期間を延長する必要があるときは、必要最小限度の期間を延長することができる。

(4) 避難所設置のための費用

災害救助法が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

14 災害救助法による住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者：応急仮設住宅、入居基準に準じる。

(2) 応急修理の戸数：応急修理は、応急仮設住宅の建設及び建設戸数に準じて行う。

(3) 台帳等の整備保管

「住宅応急修理記録簿」を整備し保管する。

★資料編：資料32「様式8 住宅応急修理記録簿」

第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動

項 目	担 当
1 食料の調達・供給活動	総務班
2 生活必需品等の調達・供給活動	総務班、住民対策班
3 飲料水等の調達・供給活動	総務班、生活対策班

村（総務班）は、指定避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。

1 食料の調達・供給活動

（1）食料供給方針

災害時に避難者、被災者及び災害対策要員等に対する応急的な炊き出し、その他食料の供給の方針は以下のとおり。

ア 避難者、被災者及び災害対策要員等に対する応急食料の供給及び炊き出し等は、村長が実施するものとする。

イ 食料の供給及び炊き出しの事務は、住民対策班が行うものとする。

（2）食料の供給

次の場合で、知事又は村長が緊急の必要を認めたときに行うものとする。

ア 避難者、被災者及び災害対策要員等に対し、炊き出し等による供給を行う必要がある場合

イ 災害により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じない供給を行う必要がある場合

（3）応急食料

応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては、乾パン又は麦製品とする。

（4）応急用米穀等の供給

村長は、交通、通信の途絶等、災害地が孤立化し、必要と認める場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知、最終改正 令和2年4月1日付け元政統第2041号政策統括官通知）」に基づき、知事に応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給するものである。

(5) 食料の備蓄

ア 村長は、災害時の被害想定、住民の家庭内備蓄状況等を勘案し、被災後3日間は救援物資等を待つことなく、被災者、災害応急対策現場従業員に食料等が供給できるよう備蓄に努める。

イ 他市町村と協議し協定を結ぶなど、備蓄すべき品目あるいは分量を相互に分担し、効率的、合理的備蓄に配慮する。

(6) 災害救助法による炊き出し、その他による食品の給与

ア 給与対象者

避難所に収容された者
住家の被害が全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）又は床上浸水により炊事のできない者
住家に被害を受け一時縁故地へ避難する必要がある者

イ 実施期間

災害発生の被害から7日以内とする。

ウ 給与の方法

炊き出し場所は、避難所内又は近くの適当な場所とする。
炊き出しの実施に当たっては、各現場の責任者を定め、人員の把握を行い、配分もれのないようにすること。
炊き出し等の実施は、原則として奉仕団、その他の協力者又は炊き出しを受ける者等の協力を得て行うこと。

エ 災害救助法に基づかない炊き出しその他による食品の給与

災害救助法が適用される上記方法に準ずる。

(7) 食料の調達方法

村（総務班）は、自らが備蓄している食料を放出する。主食（米穀）及び、副食、調味料は、業者から調達する。なお、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入

イ 製造・販売業者からの購入

ウ 他市町村に対する応援の要請

エ 県に対する応援の要請

2 生活必需品等の調達・供給活動

(1) 物資等の調達方法

村（総務班）は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ 製造・販売業者からの購入

ウ 他市町村に対する応援の要請

エ 県に対する応援要請

オ 義援物資の募集

(2) 物資の備蓄

村長は、衣料、生活必需品等の物資を備蓄し、災害時に備えるものとする。

(3) 物資の確保

物資の確保については、世帯構成員被害状況に基づき物資購入配分計画表を作成し、住民対策班が速やかに関係業者（団体）と協議し確保する。

★資料編：資料33「様式9 世帯構成員別被害状況」

★資料編：資料34「様式10 物資購入配分計画表〔全壊（全焼）〕」

3 飲料水等の調達・供給活動

(1) 実施責任者

飲料水の供給は、村長が行うものとする。

(2) 村の調達方法

村（総務班）は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ 製造・販売業者からの購入

ウ 他市町村に対する応援要請

エ 県に対する応援要請

(3) 水道施設

水道施設の所在地は次のとおり。

【水道施設の所在地】

名 称	所 在 地	主な水源	処理方法	配水池容量 (m ³)
新長岡浄水場	上野原 2-13	新幹線湧水	塩素消毒	400
梨子木平浄水場	長岡 1998-3	新幹線湧水	塩素消毒	1,700
北部浄水場	山子田 1922-2	梨子木平浄水 他	浄水受水	483
新井浄水場	新井 2094-2	新幹線湧水	急速濾過	1,000
桃泉浄水場	新井 3797-7	県央水道水	浄水受水	79
南部浄水場	広馬場 2212-4	新幹線湧水 他	急速濾過	2,166
中央配水池	新井 3514-2	県央水道水	浄水受水	1,400

(4) 避難所等公共施設における上水道受入槽容量

施設名、有効水量等は次のとおり。

【受水槽の所在地】

単位:トン

施設名	受水槽容量	有効水量	災害時保有量 有効水量 2/3	備 考
榛東中学校	15.0	15.0	10.0	建物外・地上式
北小学校	8.0	8.0	5.3	建物外・地上式
南小学校	8.0	8.0	5.3	建物外・地上式

(5) 給水方法

ア 給水を必要とする場合は消火栓から給水する。これが不可能な時は運搬給水による。

イ 給水に当たっては住民に給水場所、時間等については事前に広報する。

(6) 給水量

1人1日3ℓ程度は、最低限確保する。

(7) 調達応急水用機材の種別能力

名 称	容 量	数 量	保管場所	備 考
浄水器	2t/h	2基	防災備蓄倉庫	発電機搭載

(8) 給配水施設の応急復旧

給配水施設の応急復旧は、次により速やかに行い供給を図るものとする。

区 分	方 法
地震による場合	地震により配水管が破損した場合には、応急的に至近距離にある制水弁を閉鎖して断水区域を最小限にとどめ、職員を非常招集し、業者の協力を得て復旧する。
落雷による場合	落雷により、浄水場等の送配電線及び電気機器に被害を受けた場合は、速やかに東京電力パワーグリッド(株)渋川支社に連絡し、施設管理委託事業者と協力して復旧する。
火災の場合	火災の場合の被害は、主として各家庭の給水立上りが被害を受けるので、職員を招集、場合によっては工事店の協力を要請し、漏水を止めるとともに、臨時給水栓を設置する。
水害の場合	水害等により災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは、職員を待機させるとともに、機具資材等を整備して、施設の損壊、漏水等を速やかに復旧するものとする。

(9) 飲料水の備蓄

村長は、被災者の飲料水を確保するため、その備蓄を図るものとする。

(10) 給水の応援要請

水害及び地震等の災害により甚大なる被害を受け、水道施設等の復旧に相当の期間を要すると認められるときは、近隣市町村又は自衛隊に給水の応援を要請する。

(11) 燃料の供給

村（総務班）は、燃料の供給が不足した場合、村民の安全を確保するために特に重要な施設、事業に優先的に燃料の供給を行うよう群馬県石油協同組合へ要請する。関係課は、業務に関係する村民の安全を確保するために特に重要な施設等の燃料不足の状況についての情報を取りまとめ、総務課へ報告する。

第14節 保健衛生・防疫活動

項 目	担 当
1 保健衛生・防疫活動	住民対策班、渋川保健福祉事務所
2 清掃活動	住民対策班
3 遺体の処置等に関する活動	住民対策班、消防団
4 災害時における動物の管理等	住民対策班

1 保健衛生・防疫活動

(1) 実施者

災害における被災地の防疫は、村長が渋川保健福祉事務所の指導協力を得て、指示に基づいて実施する。

(2) 被災者の健康の確保

ア 村（住民対策班）は、被災者の心身の健康を確保するため、避難所や被災家庭に保健師、精神科医師又は精神カウンセラーを派遣する巡回健康相談等を実施する。また、巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、渋川保健福祉事務所を通じて、県（健康福祉課）に応援を要請する。

イ 健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

ウ 村（住民対策班）は、避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

(3) 食品衛生の確保

村（住民対策班）は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

(4) 防疫活動の内容

村（住民対策班）は、災害時に迅速な防疫活動ができるよう体制を整備し、適切な行動ができるようにおおむね次の事項を実施する。

区 分	方 法
検病調査	村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）第 17 条の規定に基づく知事の指示により、防疫予防の事務を実施する。
飲料水の使用の制限及び管理	村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条に基づいて、知事より生活の用に供する水の制限をされた場合は、知事の指示により生活用飲料水等の管理及び供給を実施する。
被災地の消毒の実施	村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条の規定による知事の指示に基づき、同法施行規則第 14 条に定めるところにより実施する。
ねずみ族、昆虫等の駆除	村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条 2 項の規定により、知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。なお、実施に当たっては、同法施行規則第 15 条に定められた方法により行うものとする。

(5) 臨時予防接種（予防接種法第 6 条）

感染症予防上、知事が予防接種をする必要があると認め、保健福祉事務所より指示があったときは、対象者及び期日、場所を指定して、渋川地区医師会の協力を得て臨時予防接種を実施するものとする。

(6) 患者等に対する措置

村（住民対策班）は、感染症患者又は病原体保有者の蔓延を防止するために必要があると認めたときは、所定の医療機関への入院等の措置をとるものとする。

ただし、交通途絶のために必要な処置が困難な場合は、災害をまぬがれた地域の内の適当な場所に対応施設を設けて収容するものとする。

また、やむを得ない理由により収容ができない感染症患者等に対しては、渋川保健福祉事務所の指導により在宅等に対応し、し尿等の衛生的処置方法等を的確指導し、処置するものとする。

(7) 避難所の防疫指導

「第 12 節 避難所の開設・運営」により避難所を開設したときは、施設管理者、県（保健予防課）又は渋川保健福祉事務所の指導及び榛東村環境美化推進協議会の協力を得て、避難所の防疫措置を実施し、指導の徹底を期するものとする。

(8) 県への連絡

村長は、感染症が発生し又は発生する疑いがある事実を知った場合には、速やかに県へ連絡し必要な指示等を受けるものとする。

(9) 費用

災害救助法が適用された場合を除き、防疫のために要した費用は、村が負担するものとする。

2 清掃活動

(1) 実施者

被災地の清掃活動は、村長が実施する。

(2) 清掃方法

ア 村（住民対策班）は、被災地清掃のため、清掃班を編成する。

イ 被害の程度に応じて近隣市町村の応援を求める。

ウ 清掃方法は以下のとおり。

対 象	清掃方法
し 尿	バキューム車の借り上げ等により行う。なお、必要に応じて仮設トイレを設置する。
ご み	ごみの収集は、ごみ処理運搬車等により行う。

(3) 施設

処理内容	施設名	所 在 地
し尿の処理	渋川地区広域圏環境クリーンセンター	渋川市川島110番地
ごみの収集	渋川地区広域圏清掃センター	渋川市行幸田3153番地2

(4) ごみの適正処理

ア ごみは、短期間に大量に排出され、早期の処理が困難であるため、村（住民対策班）は、一時的な保管場所を確保するとともに、良好な衛生状態の保持に努める。

イ 村（住民対策班）は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。

ウ 村内でごみ処理が困難な場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援要請する。

(5) し尿の適正処理

- ア 村（住民対策班）は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレを調達し、避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。
- イ 仮設トイレの管理は、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努める。
- ウ 村内でし尿処理が困難な場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援要請する。

3 遺体の処置等に関する活動

(1) 行方不明者の搜索

- ア 行方不明者の搜索は、住民対策班において、渋川警察署、渋川広域消防本部、消防団の協力により行うものとする。なお、村において実施できないときは、他の機関から応援を得て、救出に必要な資機材を使用して実施するものとする。
- イ 行方不明者の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2) 災害救助法適用時の基準

区 分	基 準
搜索期間	災害発生の日から10日以内とする。
費用の範囲	支出できる費用は、搜索のため使用する資機材の借上料、修繕費、燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 遺体の収容、検視・検案

遺体を発見したときは、本部長は速やかに警察署長に連絡し、検視及び検案を行うのに適当な場所に収容するものとする。

体育館等（最寄りの場所など。災害規模による。）
寺社等（最寄りの場所など。災害規模による。）

(4) 遺体の安置

村（住民対策班）は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

- ア 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。

イ 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。

ウ 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。

エ 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

(5) 身元の確認

村（住民対策班）は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

(6) 遺体の引き渡し

村（住民対策班）は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

(7) 遺体の埋葬

本部長が必要を認めた場合、次の方法による応急的な埋葬を行うものとする。

ア 実施方法

(ア) 住民対策班が、直接埋葬し、遺族に対し、棺、骨つぼ等を引渡しする等、現物給付をもって行うものとする。

(イ) 事故死等による遺体については、警察署長から引き継ぎを受けた後に行う。

(ウ) 身元不明の遺体については、仮土葬又は火葬とする。

(エ) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

イ 特例的な取扱い

村（住民対策班）は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県（食品・生活衛生課）を通じて厚生労働省と協議するものとする。

ウ 近隣市町村の応援

災害により死者が多数に及んだ場合又は埋火葬施設の被災等により、処理しきれないときは、県（食品・生活衛生課）に応援を要請する。

(8) 災害救助法適用時の費用、範囲及び限度

区分	災害救助法による場合の基準
対 象 及 び 範 囲	遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理及び遺体の一時保存のための費用を支給する。 災害の際死亡した者については、死体の応急的処置を行うものとし、次の範囲により支給する。 ア 棺代 イ 埋葬代 ウ 骨つぼ及び骨箱代
費 用	群馬県災害救助法施行規則 別表第 2 による額とする。
期 間	災害発生の被害から 10 日以内とする。

4 災害時における動物の管理等

村（住民対策班）は、県、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずる。

第15節 広報・広聴活動

項 目	担 当
1 広報活動	総務班
2 広報内容等	総務班
3 広報・広聴の方法	総務班
4 報道機関に対する発表の方法	総務班
5 要配慮者への配慮	総務班、ライフライン事業者等
6 情報の入手が困難な者への配慮	総務班

1 広報活動

社会的混乱を防止するとともに、被災地の村民等の適切な判断と行動を助け、被災者等に役立つ正確な情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

2 広報内容等

【広報内容の例】

気象・水象状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
被害状況※ ¹	交通規制の状況、交通機関の運行状況
二次災害の危険性	停電状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難勧告等の内容	各種相談窓口
避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区	住民の安否情報※ ²
避難時の注意事項	その他必要と認める事項

※¹ 災害現場の写真撮影等は、各班及び総務課において行うものとする。

※² 内閣府令により、被災者の安否に関する情報について照会があったときは回答することができる。

3 広報・広聴の方法

- (1) 防災行政無線により行う。
- (2) 必要に応じて広報車等により行う。
- (3) 必要に応じ、発災直後速やかに村民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。

- (4) 被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努める。
- (5) インターネット、ソーシャルメディア等の活用を検討する。
- (6) 村（総務班）は、被災者の安否照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害しないよう配慮し、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、村（総務班）は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、渋川広域消防本部、渋川警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

4 報道機関に対する発表の方法

- (1) 報道機関に対する発表は、災害の規模及び社会的影響等を勘案の上、できるだけ速やかに発表するものとする。
- (2) 発表に当たっては、関係機関の情報を事前に十分調整の上行うものとする。
- (3) 報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請する。

5 要配慮者への配慮

村（総務班）、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮する。

6 情報の入手が困難な者への配慮

村（総務班）は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して情報伝達できるよう努める。

第16節 施設の応急復旧活動

項 目	担 当
1 実施主体	生活対策班、住民対策班、教育班、施設管理者
2 応急措置	生活対策班、住民対策班、教育班、施設管理者

災害により被害を受けた道路、河川等の土木施設、農業用施設及び林道、上下水道、住宅、福祉・教育施設の応急対策は次のとおり。

1 実施主体

公共土木施設等の応急対策は、施設管理者が行う。ただし、施設管理者の行う応急措置の実施が困難なときは、関係機関の応援、協力を得て実施するものとする。

2 応急措置

(1) 迅速な応急復旧の実施

村が管理する住宅、道路、橋りょう、堤防等、被災施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行うものとする。なお、被害が拡大するおそれがあるときは、可能な限り速やかに実情に即した方法により応急措置を行うものとする。

(2) 重要施設の優先復旧

村（生活対策班、住民対策班、教育班）は、応急復旧を行うに当たり、人命の保護や応急対策活動を考慮して重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

(3) 関係業界団体に対する協力の要請

村（生活対策班、住民対策班、教育班）は、応急復旧を行うに当たり、必要に応じ榛東村建設業協力会等関係業界団体に資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

(4) ライフライン事業者への情報提供

村（生活対策班、住民対策班、教育班）は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

(5) 有害物質の漏えい及び石綿の飛散の防止

建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、県及び村又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、

応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

★資料編：資料 22「災害応急対策業務に関する基本協定」

第17節 自発的支援の受入れ

項 目	担 当
1 ボランティアの受入れ	住民対策班、社会福祉協議会
2 義援物資の受入れ	総務班、生活対策班、県
3 義援金の受入れ	総務班、県

1 ボランティアの受入れ

(1) 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給 入浴サービスの提供 指定避難所の清掃 ゴミの収集・廃棄 高齢者、障がい者等の介助 防犯 ガレキの撤去 住居の補修 家庭動物の保護	被災者の救出(消防・警察業務経験者等) 救護(医師、看護師、救命講習修了者等) 被災建築物応急危険度判定(建築士等) 被災宅地危険度判定 重機操作 外国語通訳 手話通訳 介護(介護福祉士等) 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

(2) 受入窓口の開設

村(社会福祉協議会)は、避難所や在宅等の被災者諸対策への協力などのボランティア活動の円滑な実施を支援するため、ボランティア活動の拠点として社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入窓口を開設する。

【災害ボランティアセンターの業務】

- ・ ボランティアの受付・登録・活動紹介
- ・ 被災者ニーズの把握と分析
- ・ 救援活動に要する物資の確保と配布
- ・ 情報の提供
- ・ 村災害対策本部との連絡・調整
- ・ 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整

(3) ボランティアニーズの把握

村（住民対策班）及び村災害ボランティアセンターは、各指定避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ（種類、人数等）を把握するものとする。

(4) ボランティアの受入れ

村災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮するものとする。

(5) ボランティア活動の支援

村（住民対策班）は、次によりボランティア活動を支援するものとする。

ア ボランティアが円滑に受入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。

イ 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。

(6) ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるため、村（社会福祉協議会）及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

★資料編：資料23「災害時における榛東村と榛東村社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」

2 義援物資の受入れ

(1) 義援物資の受入れ要否の判断

県又は村（総務班）は、地方公共団体や企業等からの大口の義援物資供給の申出があった時は、申出のあった品目の各指定避難所等における過不足状況、提供可能時期等に基づき、受入れの要否を判断する。

(2) 需要の把握

県が義援物資の受入れを決定した場合、村（総務班）は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の

受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。

(3) 受入機関の決定

県（健康福祉課）及び村（総務班）は、相互に調整の上、義援物資の受入機関（県と村が個別に受入れるか共同で受入れるか）を定めるものとする。

(4) 集積場所の確保

受入機関（生活対策班）は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所、仕分け作業に要する人員及び資機材をあらかじめ確保するものとする。

なお、集積場所の選定に当たっては、村における仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討するものとする。

(5) 受入物資の仕分け

受入機関（生活対策班）は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

(6) 受入物資の配分

村が受入れた物資については、村が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受入れた物資については、県（健康福祉課）と村とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

(7) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(8) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

3 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

県（健康福祉課）及び村（総務班）は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 「義援金募集・配分委員会」の設置

県（健康福祉課）及び村（総務班）は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」（事務局：県健康福祉部健康福祉課）を設置し、県内に

における義援金受入事務を一元化するものとする。

群馬県	群馬県町村会	日本赤十字社群馬県支部
被災市町村	群馬県市議会議長会	群馬県社会福祉協議会
群馬県市長会	群馬県町村議会議長会	群馬県共同募金会

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4) 義援金の配分

ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

ウ 義援金の被災者への支給は、村が行うものとする。

第18節 要配慮者対策

項 目	担 当
1 避難支援体制	総務班、住民対策班、社会福祉協議会、自主防災組織等
2 避難勧告等の発令・伝達方法	総務班、住民対策班、社会福祉協議会、自主防災組織等
3 避難誘導等	総務班、住民対策班、避難支援者、地域住民等
4 要配慮者利用施設管理者との連携	施設管理者
5 指定避難所における支援方法	住民対策班
6 福祉避難所の開設	住民対策班

1 避難支援体制

情報の共有、避難支援プランの策定、情報伝達及び避難支援を的確に進めるため、横断的組織として「要配慮者支援班」を設ける。要配慮者支援班の位置付け、構成及び業務は以下のとおりとする。

(1) 位置付け

平 常 時	防災担当課や福祉担当課で横断的なPT（プロジェクト・チーム）を設置
災 害 時	災害対策本部中、福祉担当課内に設置

(2) 構成

平 常 時	平常時は、班長（福祉担当課長）、班員（福祉担当者、防災担当者等）。避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、社会福祉協議会、自主防災組織（自治会等）等の関係者の参加を得ながら進めること。
災 害 時	基本的に福祉担当課長・福祉担当者及び社会福祉協議会事務局で構成

(3) 業務

平 常 時	要配慮者情報共有化のための支援マップの策定、避難支援プランの策定、要配慮者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等
災 害 時	避難準備・高齢者等避難開始等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の要配慮者班（仮称）等との連携・情報共有等

2 避難勧告等の発令・伝達方法

- (1) 村（総務班）は、災害の発生又は発生のおそれがある場合は、避難勧告等を発令する判断基準を明確化するものとし、判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意

すべき事項を個別具体的に定めるものとする。

(2) 要配慮者等の避難が夜間になりそうな場合には、日没前に避難が完了できるよう体制整備に努める。

(3) 情報伝達手段

村（総務班）が、各自主防災組織の代表者（又は自治会長）を通じ、要配慮者等へ直接伝達するほか、次の手段を活用する。

ア 防災行政無線

イ 広報車・消防団等による広報

ウ ファクシミリ

エ インターネット（エリアメール、「しんとう安全・安心メール」等）

オ テレビ放送（地上デジタル放送も含む。）

(4) 情報伝達責任者の明確化

要配慮者に対する情報伝達については、村役場に設置された要配慮者支援班が行う。

要配慮者利用施設は、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が要配慮者宅を直接訪問して、避難準備・高齢者等避難開始等を伝えることも考慮する。

3 避難誘導等

(1) 避難支援プランに基づく誘導

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備・高齢者等避難開始等を発令した場合は、村（住民対策班）と避難支援者、地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平時から避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、村、洪川広域消防本部、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して対応する。

(2) 経路の選定

避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

(3) 避難時の安全確保

避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の

者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、渋川広域消防本部、渋川警察署等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

(4) 安否の確認

村（住民対策班）は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

4 要配慮者利用施設の管理者との連携

(1) 災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ 必要に応じ、指定避難所を選定するとともに職員を招集し、入（通）所者の誘導態勢を整える。

ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が構築されている場合、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 自身の安全確保しながら自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

(2) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、村長から避難勧告等があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入（通）所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、村、渋川広域消防本部、渋川警察署等に応援を要請する。

イ 入（通）所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、渋川広域消防本部、渋川警察署等に応援を要請する。

ウ 避難した入（通）所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

(3) 他施設への緊急入所等

ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の

同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）又は村に対し、入所先の斡旋を要請する。

ウ 県（要配慮者利用施設所管の各課）及び村（住民対策班）は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、斡旋に努める。

5 指定避難所における支援方法

- (1) 指定避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、福祉避難室（スペース）の設置や、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。
- (2) 体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。なお、必要な設備は、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。
- (3) 避難所には要配慮者の要望を把握するため、支援班等が中心になり、自主防災組織（自治会等）、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要配慮者班を設置し、要配慮者用相談窓口を設ける。その際、乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行う。
- (4) 避難生活が長期化する場合は、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施する。
- (5) 避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- (6) 村（住民対策班）は、指定避難所等における要配慮者の福祉の向上や災害二次被害の防止のため、必要に応じて、県（健康福祉課）に対し災害派遣福祉チーム「ぐんまDWA T」の派遣を要請することができる。「ぐんまDWA T」は、次の活動を行うものとする。

ア 福祉ニーズの把握

イ 要配慮者の状態の評価及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

ウ 指定避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

エ その他避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止に必要な福祉支援

6 福祉避難所の開設

- (1) 要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。
- (2) 福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。
- (3) 福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。

【福祉避難所一覧】

No.	避難所	所在地	TEL
1	榛東村保健相談センター	新井793-2	70-8052
2	榛東村ふれあい館	新井507-3	54-1126
3	榛東村福祉センター「ささえの家」	新井789-3	30-5555

★資料編：資料40「避難行動要支援者名簿」（参考）

第19節 県境を越えた広域避難者の受入れ

項 目	担 当
1 収容可能な避難施設情報の把握	総務班
2 広域避難者受入総合窓口の設置	総務班
3 県内市町村との協力	総務班
4 避難所開設の依頼	総務班、住民対策班
5 広域避難者の受入れ	総務班、住民対策班
6 小中学校等における被災児童・生徒の受入れについて	教育班
7 避難所の閉鎖	総務班、住民対策班
8 広域避難者への情報提供	総務班、県

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災県から多数の避難者を県内に受入れることが想定される。このため、村（総務班）は、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入体制を整備する。

1 収容可能な避難施設情報の把握

村（総務班）は、あらかじめ指定した避難所の中から、収容可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

- （1）村（総務班）は、避難所間の連絡調整及び広域避難者の総合調整を実施するため、「広域避難者受入総合窓口」を設置する。村（総務班）は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県（総務部）へ報告する。
- （2）村（総務班）は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- （3）村（総務班）は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

3 県内市町村との協力

村（総務班）は、適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共

有に努めるとともに、県内市町村と協力して広域避難者への支援に当たる。

4 避難所開設の依頼

村（総務班、住民対策班）は、県から開設依頼の通知を受けた場合、避難所開設の準備を行う。

5 広域避難者の受入れ

- （1）広域避難者の受入れ通知を受けた場合、村（総務班、住民対策班）は避難所を開設し、受入れを実施する。
- （2）被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。なお、群馬県と被災県が調整を実施するいとまがない場合は、広域避難者は、開設された群馬県又は村の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、県及び村との調整結果に基づき、村の運営する避難所へと移動する。
- （3）交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は村（総務班）においてバス等の移動手段を手配する。

6 小中学校等における被災児童・生徒の受入れについて

教育委員会事務局は、広域避難者の避難が長期化する場合、避難児童・生徒の村内小中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

7 避難所の閉鎖

- （1）村（総務班、住民対策班）は、被災県及び広域避難者受入市町村から通知を受けた場合、速やかに避難所を閉鎖する。
- （2）村（総務班、住民対策班）は、避難所を閉鎖しようとする場合、被災県及び広域避難者受入市町村と密接な連携をとりその要請に基づき、避難所を閉鎖し広域避難者受入市町村へ通知する。

8 広域避難者への情報提供

(1) 広域避難者に係る情報等の県への報告

村（総務班）は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県（総務部）へ報告する。

(2) 被災県からの情報等の避難者への提供

県（総務部）は、被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について村を通じて、広域避難者へ随時提供するものとする。

この際には、県において生活支援関連情報を取りまとめた情報紙の作成を行うなど、広域避難者へのわかりやすい情報提供に努める。

第20節 広域一時滞在

項 目	担 当
1 県内他市町村への広域的避難	総務班、協議先市町村
2 他の都道府県の市町村への広域的避難	総務班、県
3 台帳等の整備保管	総務班

1 県内他市町村への広域的避難

- (1) 村（総務班）は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、当該市町村に直接協議する。
- (2) 村が協議するとき、あらかじめ、県（危機管理課）に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは遅滞なく報告する。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、被災した住民を受入れるべき公共施設等を決定し、直ちに村に通知する。
- (5) 村（総務班）は、速やかにその内容を公示し、県（危機管理課）に報告する。
- (6) 村（総務班）は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに迅速な避難誘導を行う。

2 他の都道府県の市町村への広域的避難

- (1) 村（総務班）は、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県（危機管理課）に対し協議を求める。
- (2) 県（危機管理課）は、協議要求に基づき他の都道府県と協議を行う。また、村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、村からの要求を待ついとまがないときは、村の要求を待たないで協議を代わって行う。
- (3) 県（危機管理課）は、(2)の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは遅滞なく報告する。

- (4) 県（危機管理課）は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受入れる公共施設等の情報）を受けたとき、速やかに村に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 村（総務班）は、(4)の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示する。
- (6) 村（総務班）は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定して住民に周知するとともに迅速な避難誘導を行うものとする。

3 台帳等の整備保管

「広域避難者台帳」を整備し保管する。

★資料編：資料 35「様式 11 広域避難台帳」

第21節 雪害対策活動

項 目	担 当
1 道路除雪の行動	生活対策班
2 道路除雪体制	生活対策班、消防団、村内事業者、道路管理者
3 道路機能の確保	総務班、生活対策班、道路管理者
4 情報の伝達	総務班、生活対策班、道路管理者
5 村民参加	生活対策班、村民

雪害に関する被害は、農家、事業者及び各家庭等において様々なものがあるが、ここでは公共施設について、「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」（平成26年11月、群馬県道路除雪会議）をもとに道路機能の回復を主として示す。

1 道路除雪の行動

村（生活対策班）及び県は、道路除雪行動について以下の準備を行う。

段階	目安	作業の流れ
第一段階 [行動準備]	降雪開始 2日前	①大雪警報レベルの積雪予測が発表された段階で関係者に「行動計画による行動開始の予告」 ②予測降雪量、時間帯、体制等についての情報共有 ③各道路管理者の判断により、県外道路管理者に対する「応援要請の事前予告」 ④事前広報（各種情報ツールを活用） ⑤冬タイヤ、チェーン携行の指導
	降雪開始 24時間前	⑥降雪予測がされた時点で除雪要員へ「出動準備の確認」 ⑦「行動計画」による除雪体制の準備
	降雪当日	⑧「行動計画」による除雪地区の除雪体制確認
第二段階 [除雪開始時]	降雪開始	①広報（路面状況等のリアルタイム情報の提供） ②HP・ツイッター、防災情報無線等による情報提供
	降雪 5～10cm	③各路線の積雪状況把握（チェーン装着指導の実施） ④除雪機械の配置替え準備 ⑤各道路管理者の判断により、県外道路管理者に対し、「応援準備要請」
	降雪実績による路面状況の悪化時	⑥除雪機械の配置替え ⑦各道路管理者の判断により、県外道路管理者に対し、「応援要請」

段階	目安	作業の流れ
第三段階 [大雪警報 発令時]	大雪警報発令	①事前周知（大雪時不要不急の外出自粛要請、注意事項） ②情報提供（防災無線、安心メールによる大雪の注意喚起、通行規制情報） ③優先除雪区間の除雪開始 ④主要幹線道路でのチェーン装着指導開始 ⑤通行止め要員、機材の準備 ⑥通行止めによる除雪作業準備 ⑦各道路管理者の判断により、県外道路管理者による「応援除雪開始」
	降雪実績による路面状況の悪化時	⑧通行止め開始の情報提供（通行止め区間、開始時間） ⑨通行止め要員・機材の配備 ⑩通行止め区間の除雪開始時刻等の確認 ⑪通行止め開始の指示
	通行止め開始	⑫通行止め開始広報（通行止め開始時刻、予定完了時刻） ⑬通行止め区間の除雪作業開始 ⑭通行止めによる除雪作業の区間、開始時刻、完了見込み時刻等の情報共有 ⑮通行止め完了広報

2 道路除雪体制

（１）役割分担

大雪時には、各道路管理者による指示が一元化されていないため、相互の協力による効率的な除雪が必要不可欠である。このため、各道路管理者は、あらかじめ隣接する他の道路管理者と調整し、管理者の垣根を越えた除雪を行うものとする。

（２）配備体制（案）

基本となる配備体制を示す。ただし、現地の状況をふまえて柔軟に対応する。

組 織	状況（配備体制の目安）	配備体制
（以下の組織を設置する前の段階）	・ 村民、関係団体からの要請があり、村長が必要と判断したとき。	・ 村 ・ 協定を締結した村内事業者 ・ 消防団
災害警戒本部 設置時	・ 特別気象警報（特別暴風雪警報、特別大雪警報）又は気象警報（大雪警報、暴風雪警報）が発表されたとき ・ 24 時間降雪が 40 cm になり、さらに降雪が予測されるとき ・ 村長が必要と判断したとき。	（災害警戒本部の指示による。）
災害対策本部 設置時	・ 特別気象警報（特別暴風雪警報、特別大雪警報）又は気象警報（大雪警報、暴風雪警報）が発表されたとき ・ 24 時間降雪が 100 cm 以上になり、さらに降雪が予測されるとき。 ・ 村長が必要と判断したとき。	（災害対策本部の指示による。）

(3) 消防団等への出動要請

消防団等への出動要請は、「第2章 災害予防」－「第10節 応援要請と非常参集体制」による。

(4) 自衛隊への出動要請

自衛隊への出動要請は、「第3章 災害応急対策」－「第24節 その他の活動[自衛隊災害派遣要請]」による。

3 道路機能の確保

(1) 除雪方法

除雪は、道路管理者が、「群馬県道路除雪会議」と連携して大型除雪車を使用し実施する。なお、村の処理能力を超える場合には、各種組合、村内建設業者等関係機関の協力を得て実施する。

また、除雪の優先順位は、現地の状況によって判断するが、緊急輸送道路や排雪場所へのルート等を意識する。

(2) 除雪レベル

除雪作業に際しては、優先順位、現地の状況を考慮し以下の除雪レベルを設定する。

段 階	目 安	対 象
レベル1	1車線＋待避所確保 (すれ違い可能)	・ 主要幹線以外の道路
レベル2	片側1車線以上 (双方向2車線以上)	・ 主要幹線道路 ・ 主要幹線道路以外の道路 (特に交通量が多い区間)
レベル3	交差点 (右折レーン)	・ 主要幹線道路 (特に交通量が多い区間)
レベル4	歩道等	・ 自転車歩行者が特に多い区間

(3) 交通規制

効率的な除雪作業を行うため、早めに通行止め措置等の交通規制を行い、スタック車両や雪崩等による車両の巻き込みの発生を抑制する。

なお、交通規制は、「第3章 災害応急対策」－「第11節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」に準ずる。

【通行止めの実施に関わる関係機関の役割分担（例）】

道路種別	管理者と役割
道路管理者	・ 関係機関との連絡調整 ・ 除雪指示及び他工区からの応援指示 ・ 通行止め実施区間前後の路面状況、交通状況等把握のためのパトロール ・ 沿線住民、道路利用者への情報提供
警察署 及び 道路管理者	・ 一般車両の交通誘導 ・ チェーン装着指導

4 情報の伝達

大雪に関する情報伝達は、「第3章 災害応急対策」－「第1節 警報等の伝達」に準ずる。なお、道路管理者間において道路交通規制情報の共有を図る。

また、村民や被災者に対しても情報を伝達する。方法は「第3章 災害応急対策」－「第15節 広報・広聴活動」に準ずる。

【情報の内容（例）】

(1) 気象情報 (2) 交通規制及び交通渋滞 (3) 除雪作業の状況 (4) 注意事項 ア 不要不急の外出禁止 イ 自家用車使用の制限 ウ 畜舎、倉庫、車庫等の倒壊 エ 屋根の落雪 オ 生活道路の除雪協力
--

5 村民参加

(1) 村民相互の支援

村民は、大雪による除雪作業に際し、孤立集落、一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯やひとり親家庭等を支援する。

(2) 生活道路の除雪

村（生活対策班）は、生活道路について、農業用機械などを活用した除雪ができるよう地元へ協力を要請する。

第22節 その他の活動〔文教対策活動〕

項 目	担 当
1 気象状況の把握	学校管理者
2 学校施設の安全性の点検	学校管理者
3 児童・生徒の安全確保	学校管理者
4 災害情報の連絡	学校管理者
5 被害状況の調査・報告	教育班
6 文教施設応急復旧計画	教育班
7 応急教育方法	教育班
8 学校給食等の措置	教育班
9 学用品等の支給	教育班

文教施設の被害又は児童、生徒の被災により通常の教育が行えない場合に対処する計画で、災害救助法に基づく学用品の給与に関する計画を除く計画である。

1 気象状況の把握

小学校、中学校の管理者（以下この項において「学校管理者」という。）は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

2 学校施設の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検する。

3 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童・生徒の安全を確保する。

- （1）児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。
- （2）傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- （3）児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検し、必要に応じ集団下校、

教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

4 災害情報の連絡

学校管理者は、児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会事務局等関係機関に連絡する。

5 被害状況の調査・報告

- (1) 各教育機関の長は、以下事項について被害状況を速やかに収集し教育長に報告する。
- (2) 教育長は、村長に遅滞なく報告する。
- (3) 教育長は、とりまとめた被害状況を、県防災計画に定めるところにより遅滞なく県教育委員会へ報告する。

【報告すべき被害状況例】

学校施設の被害状況
その他の教育施設の被害状況
教員その他職員の被災状況
児童、生徒の被災情報
応急措置を必要とする事項

6 文教施設応急復旧計画

応急復旧の実施は、教育委員会事務局が行うものとする。

- (1) 校舎の簡易な被害の場合は、応急処理を行い、教室不足のときは、特別教室を転用する等の措置をする。
- (2) 被害が大きく、応急処理では使用に耐えられないときは、近隣の学校又は公民館、寺院等を一時使用する措置をする。
- (3) 机、いす、教材等が不足するときは、近隣の学校等から余剰のものを集め、授業に支障のないようにする。
- (4) 避難者の収容、その他で講堂を使用するときは、関係機関とよく連絡の上措置するものとする。

7 応急教育方法

応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧の状況、教員、児童、生徒及びその家族の被害状況を勘案し、次の措置をとる。

- (1) 被害程度により、授業が不可能と認められるときは休校とする。ただし、正規の授業は困難であっても、可能な限り応急授業の実施に努めるものとする。
- (2) 授業が長期にわたり不可能なときは、学校と児童、生徒の連絡方法、組織、家庭学習等を検討する。
- (3) 応急授業に当たっては、被災した児童、生徒に負担にならないよう配慮するとともに、授業の方法、児童、生徒の保健、危険防止等に留意する。
- (4) 教育委員会事務局その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図るものとする。

8 学校給食等の措置

次の場合には、児童、生徒に対する給食を一時中止するものとする。なお、給食関係の被害状況の掌握と災害に伴う要保護、準要保護児童、生徒給食補助のため県防災計画により速やかに報告するものとする。

- (1) 学校給食施設を災害救助のための炊き出し等に使用する場合
- (2) 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合
- (3) 感染症その他危険の発生が予想される場合
- (4) 給食用物資の入手が困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

9 学用品等の支給

- (1) 支給要件

災害により教科書、文房具及び通学用品等を失った児童、生徒に対する学用品の支給及び斡旋は、次により行うものとする。

No.	ケース	要件
a	災害救助法の適用者	災害救助法適用地域で、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障あると認められた児童生徒に支給する。
b	住家の被害が（a）に達しなかった場合	（a）の要件中、学用品を失った児童生徒の世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合等は、学用品等を斡旋する。なお、この経費は本人負担とし、調達は災害救助法適用者と併せて行うものとする。
c	（a）（b）が適用されない場合の斡旋	災害救助法が適用されない災害については、必要があるときは、（b）と同様に斡旋するものとする。

（2）調達、配給の実施者

災害救助法による場合は以下のとおりとし、各調査に当たっては、教育委員会事務局、学校と十分連絡をし、脱漏、重複のないよう処理するものとする。なお、非適用者に対する場合は、教科書のみについて斡旋するものとする。

被災児童、生徒の調査	学校単位
被災教科書の調査報告	学校単位
教科書等の調達	教育委員会事務局
教科書等の給与	学校単位

（3）給与品の範囲（災害救助法適用の場合）

No.	給与品	費用	費用の限度	支給期間	摘 要
1	教科書及び教材	実費	—	災害発生の被害から1ヵ月以内	教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受け使用しているもの
2	文房具	実費	群馬県災害救助法施行細則別表2による	災害発生の日から15日以内	
3	通学用品	実費	群馬県災害救助法施行細則別表2による	災害発生の日から15日以内	

第23節 その他の活動〔林野火災応急対策活動〕

項 目	担 当
1 関係機関への通報	総務班、渋川広域消防本部
2 応援要請	総務班、渋川広域消防本部
3 措置	消防団、渋川広域消防本部

大規模な林野火災時における応急対策は、次による。

1 関係機関への通報

- (1) 村（総務班）は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに渋川行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 渋川広域消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (3) 渋川行政県税事務所又は県消防保安課への連絡は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）による。

★資料編：資料36「様式12 「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）」

2 応援要請

林野火災の消火が困難と判断したときは、消防団相互応援協定により火災状況を勘案の上、隣接する市町村に対し応援を求めるものとする。

3 措置

林野火災はその発生場所、風向き及び地形等現地の状況によって常に臨機応変の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を十分検討して最善の方法を講ずるものとする。

- (1) 出動部隊の出動区域
- (2) 出動順路と防御担当区域
- (3) 携行する消火機材及びその他機具
- (4) 指揮命令及び連絡方法並びに通信の確保
- (5) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (6) 応急防火線の決定
- (7) ヘリポートの設定
- (8) その他必要事項

第24節 その他の活動〔自衛隊災害派遣要請〕

項 目	担 当
1 要請する災害	総務班
2 派遣の要請	総務班
3 事務手続き	総務班
4 自衛隊の自主派遣	自衛隊
5 自衛隊による提案型支援	自衛隊
6 災害派遣活動の総合調整	総務班
7 派遣要請後の変更手続	総務班
8 派遣部隊等の撤収要請の要求	総務班
9 費用分担区分	総務班
10 派遣部隊の受入れ	総務班
11 被害状況の通報	総務班

災害応急対策実施のため、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する場合の手続きを定める。

1 要請する災害

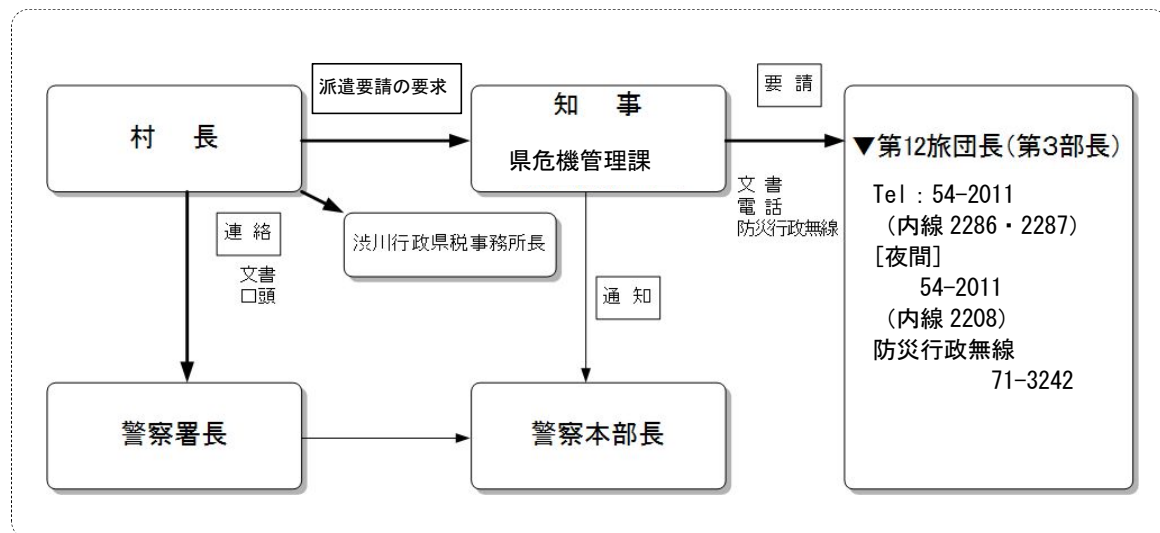
災害時における人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が村等において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が効果的である場合、以下の自衛隊災害派遣実施の可否判断3原則を参考に判断する。

公共性	公共の秩序を維持するため、人名又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊急性	差し迫った必要があること。
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

2 派遣の要請

村長は災害派遣を必要とするときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、自衛隊

の災害派遣要請の要求を知事に行うものとする。ただし、知事への要求ができない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び災害状況を陸上自衛隊第12旅団長に通知することができる。村長は前述の通知をしたときは、速やかに知事に通知するものとする。



3 事務手続き

自衛隊の派遣を依頼し、又は要請するときは、別記様式により行うものとする。

4 自衛隊の自主派遣

(1) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第83条第2項ただし書の規定に基づき、当該要請を待たないで部隊等を派遣（以下「自主派遣」という。）するものとする。

(2) 自主派遣の基準は、次のとおりとする。

ア 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、村長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合

エ 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合

オ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとま

がないと認められる場合

(3) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行ったときは、速やかに知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するものとする。

(4) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合には、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

5 自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、被災直後の県及び市町村は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

6 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。

このため、必要に応じて村災害対策本部に、村、県、渋川広域消防本部、渋川警察署及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。

7 派遣要請後の変更手続

村長は、派遣要請後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

8 派遣部隊等の撤収要請の要求

村長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事（危機管理課）に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

9 費用分担区分

村（総務班）は、派遣部隊が活動に要した費用のうち、次のものを負担するものとする。

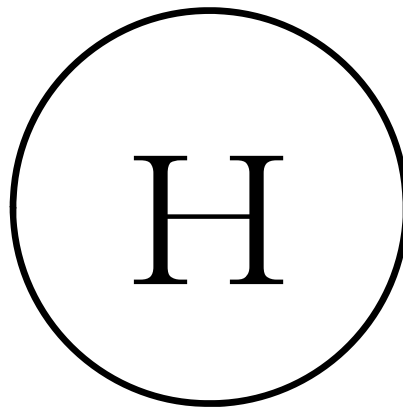
る。ただし、他市町村にわたり活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

- (1) 宿泊施設の借上料
- (2) 宿泊施設の汚物処理費用
- (3) 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
- (4) 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

上記以外の費用の負担区分については、村と自衛隊とで協議して定める。

10 派遣部隊の受入れ

- (1) 村における派遣部隊の宿泊施設は、村有施設等を充てるものとする。
- (2) 村におけるヘリポートの予定は、「総合グラウンド」とし、状況により他の場所を選定するものとする。



(注) ヘリポートの表示は石灰で直径10m位の円の中に「H」の文字を描き、発煙、旗等により明示する。

11 被害状況の通報

災害の発生により、特に緊急を要する場合及び村と県との連絡網が途絶したときは、自衛隊派遣の判断材料とするため、村（総務班）は被害状況等の現場の状況を直接自衛隊に通報する。

★資料編：資料37「様式13 自衛隊の災害派遣要請の要求について」

第25節 その他の活動〔農林水産業の災害応急対策〕

項 目	担 当
1 農作物関係	生活対策班
2 家畜関係	生活対策班

1 農作物関係

(1) 病虫害の防除

村（生活対策班）は、県から病虫害防除の指示を受けたときは、防除班を編成して防除を実施する。

(2) 転換作物の導入指導

県（技術支援課）及び村（生活対策班）は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導する。

2 家畜関係

(1) 家畜の避難

県（畜産課）及び村（生活対策班）は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

(2) 家畜の防疫及び診療

県（畜産課）は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、村、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずる。

ア 群馬県動物薬品機材協会等を通じて必要な薬品等の確保に努める。

イ 防疫班及び消毒班を現地に派遣し、防疫対策に当たらせる。

ウ 獣医師を派遣又はあつせんする。

エ 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

オ 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

(3) 環境汚染の防止

県（畜産課）及び村（生活対策班）は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導する。

第26節 その他の活動〔文化財施設の災害応急対策〕

項 目	担 当
1 気象状況の把握	文化財の管理者
2 文化財収蔵施設の安全性の点検	文化財の管理者
3 観覧者の安全確保	文化財の管理者
4 文化財の安全確保	文化財の管理者
5 災害情報の連絡	文化財の管理者
6 応急修復	文化財の管理者、教育委員会事務局、県

1 気象状況の把握

文化財の管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における文化財の管理者は、文化財収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検する。

3 観覧者の安全確保

災害危険区域における文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保する。

- (1) 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

文化財の管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずる。

5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合

わせて教育委員会事務局等関係機関に連絡する。

6 応急修復

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会事務局等の協力を得て適切な応急修復を施す。
- (2) 県（教育委員会文化財保護課）及び村（教育委員会事務局）は、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力する。

第27節 その他の活動 [災害救助法の適用]

項 目	担 当
1 災害救助法の適用基準	県知事、村長（総務班）
2 救助の種類	県知事、村長（総務班）
3 救助の実施機関	県知事、村長（総務班）
4 救助の程度・方法・期間	県知事、村長（総務班）

1 災害救助法の適用基準

知事（危機管理課）は、当該災害が、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。

- （1）当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表1のA欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- （2）群馬県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表1のB欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- （3）群馬県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- （4）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

【災害救助法適用基準表】

	人口（人）	A	B
榛東村	14,329	40	20

（注）1 人口は、平成27年10月1日現在（国勢調査）

2 A欄及びB欄の数字は、災害救助法の適用基準である滅失住家の数。

2 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- （1）避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- （2）炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- （3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （4）医療及び助産

- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

3 救助の実施機関

災害救助は知事（危機管理課及び関係課）が実施し、村長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を村長が行うこととすることができる。

4 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。

★資料編：資料24「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」